

男女共同参画プランよっかいち実施計画
平成22年度進捗状況報告書

平成23年11月
四日市市

〔目 次〕

はじめに	1
男女共同参画プランよっかいち・実施計画の体系図	2
1．事業の進捗状況と実施評価（自己評価）	3
基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり	3
進捗状況調査表	5
基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり	9
進捗状況調査表	12
基本目標 男女共同参画の視点に立った個人の尊重	18
進捗状況調査表	20
2．審議会による評価	26
実施計画の進捗に関して参考とする指標	28

はじめに

四日市市では、平成18年の四日市市男女共同参画推進条例施行後、条例に基づく基本計画の策定について男女共同参画審議会に諮問し、平成19年6月に「男女共同参画の推進に関する基本計画についての答申」をいただきました。この答申を踏まえ、平成22年3月に「男女共同参画プランよっかいち」を策定し、翌23年3月には、プランをより実効性のあるものとするために、数値目標を示した「男女共同参画プランよっかいち実施計画」を策定いたしました。

この実施計画は、平成22年度から平成26年度までの5年計画とし、年度ごとに進捗状況を報告していくこととしています。

今回は、実施計画の初年度である平成22年度の事業の実施状況について点検、評価を行ったものです。評価の仕方については、先ずそれぞれの事業担当所属で事業実施状況についての自己評価を行い、その結果と数値目標の進捗状況を併せて、男女共同参画審議会において3つの基本目標ごとの評価、及び総括評価をいただいたものです。

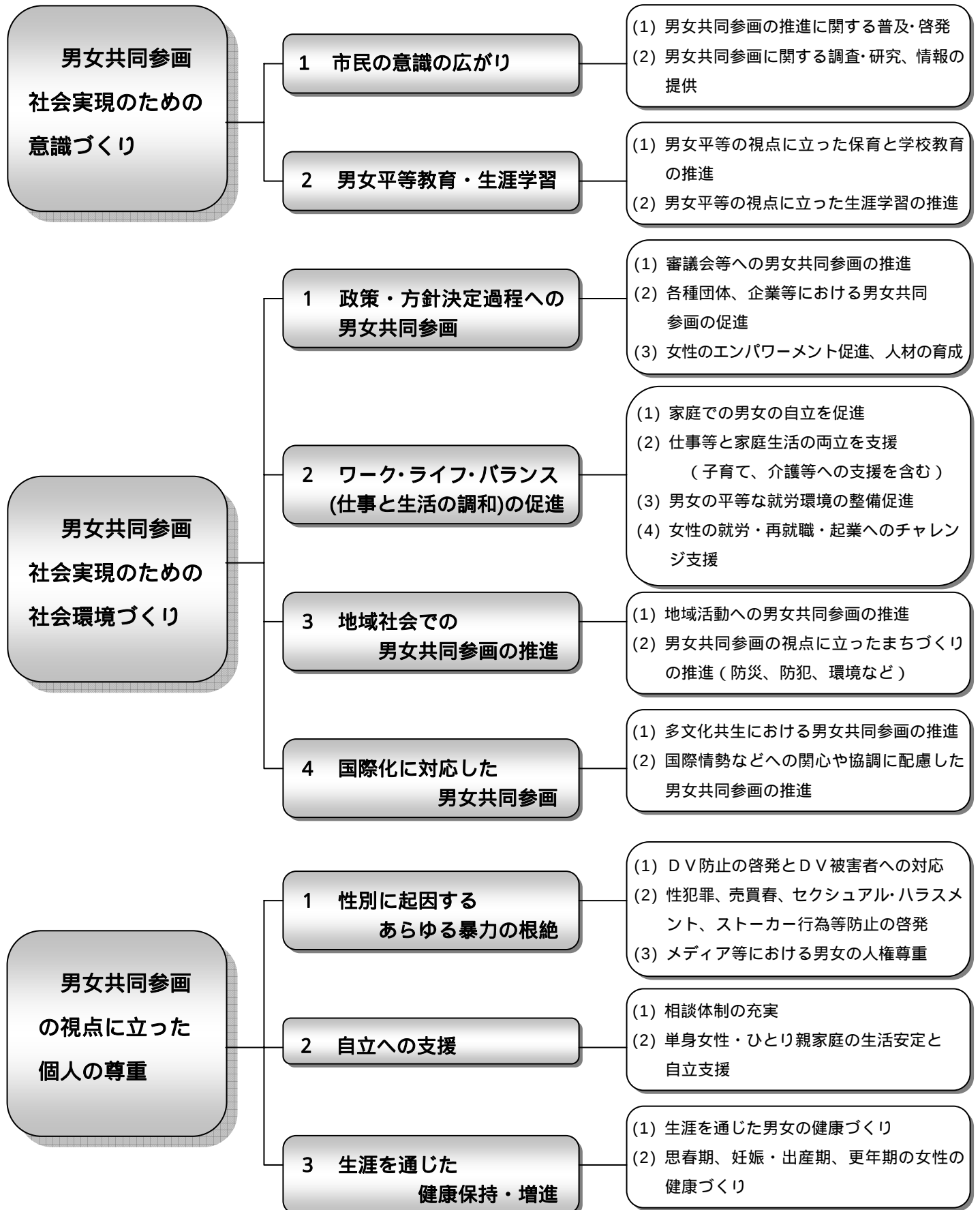
今後も男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを着実に進めていくために、今回の評価を真摯に受け止め、男女共同参画の視点を常に持ちながら、条例の理念に基づき、市民や事業者の皆様との協働により施策を推進していきます。

男女共同参画プランよっかいち・実施計画の体系図

【基本目標】

【重点課題】

【施策の方向】



1. 事業の進捗状況と実施評価（自己評価）

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり

(1) 指標 「男女平等観を育てる講座等への参加人数」

基準値 (平成 21 年度実績値)	6 1 3 人
実績値 (平成 22 年度)	5 7 4 人
目標値 (平成 26 年度)	6 5 0 人

指標の設定について:

市民に広く男女共同参画について考えていただくきっかけづくり、また学習を深めていただく機会の提供がどの程度できたかを示すものとして、「男女平等感を育てる講座等への参加者数」(男女共同参画センターで開催される「さんかくカレッジ」(1)の受講者数のみをカウント)を指標として設定した。

目標値設定と実績評価:

目標値については、どれだけ市民に広く男女共同参画について考えていただく機会を提供できるかという意味で、基準値以上の機会を提供することを目標に、650 人という数値を設定した。

平成 22 年度実績については、市民グループからの講座企画提案で、企画数は平成 21 年度同様 4 企画実施できたが、総講座数が少なかったために、参加者数は昨年度を下回ってしまった。しかし、全体の内容として、子どもや男性、働く女性、更年期女性など、対象を幅広く設定し、受講者層を広めることができた。今後も、目標値を達成できるよう魅力ある講座の開催に向け、市民グループ等との協働を進めていく必要がある。

【実績内訳】

1 「さんかくカレッジ」とは、男女共同参画センターで実施する男女共同参画に関わる学習や啓発のための講座で、登録グループによる企画と男女共同参画センターによる企画がある。(連続講座を基本とする。)

男女共同参画基礎講座	: 1 企画 (5 講座)	参加者	2 0 名
子どもさんかくカレッジ	: 2 企画 (4 講座)	参加者	1 2 9 名 (内 1 企画は市民企画)
男性向け料理教室	: 2 企画 (4 講座)	参加者	4 0 名
家族向け家事講座	: 2 企画 (8 講座)	参加者	2 6 4 名 (市民企画)
再就職応援講座	: 1 企画 (4 講座)	参加者	5 6 名
更年期対象健康支援講座	: 1 企画 (4 講座)	参加者	3 1 名
働く女性のための自己啓発講座	: 1 企画 (3 講座)	参加者	3 4 名 (市民企画)

(2) 重点課題とプラン・施策の方向

● 重点課題1 「市民意識の広がり」

男女共同参画の推進に関する普及・啓発

広く市民がジェンダーの問題に関心を持ち、学習できるよう、また女性のエンパワーメントを積極的に進めるため、さまざまな講座や媒体を活用し、市民やNPOなど各種団体とも協働しながら啓発事業を進めていきます。

男女共同参画に関する調査・研究、情報の提供

本市の実状を常に把握し、市民ニーズに responding していくためには、定期的に調査を実施・分析し、その結果を施策に反映させていく必要があります。

また、人々の意識や慣行が形成されるうえでメディアの果たす役割は、極めて大きいことから、男女共同参画の視点に立ったメディア表現を進める一方、市民が様々な情報を男女共同参画の視点に立って主体的に読み解く力を身につけることができるよう働きかけを行います。

- 重点課題2「男女平等教育・生涯学習」

- 男女平等の視点に立った保育と学校教育の推進

- 市民一人ひとりが男女共同参画意識を持つことが男女共同参画社会を形成するためには必要です。特に次代を担う子どもの学校等における教育は、男女平等の意識づくりに大きな影響を及ぼすため、子どもの発達段階に応じた意識の育成を図ります。

- 男女平等の視点に立った生涯学習の推進

- 子育て中の市民に対する学習機会や情報の提供、さらには生涯を通じてさまざまな学習ができるような視点が大切です。男女が性別にかかわらず、その個性や能力を十分に発揮して、いきいきと住みよい社会を実現するためには、「男は仕事、女は家庭」、「男はこうあるべき、女はこうすべき」といった性別による固定的な役割分担意識などにとらわれないよう、市民団体等とも協働して学習機会の提供を行います。

(3) 主な取り組み状況

- 重点課題1「市民意識の広がり」

- 男女共同参画センターにおいて、男女共同参画意識の醸成、女性のエンパワーメント及び登録グループの活動支援等を目的に、市民協働による講座の開催、出前講座の実施、グループ交流会の開催、情報紙の発行等、継続的に取り組んだ。また、平成22年度は「はもりあ四日市」ホームページのリニューアルを行ったほか、情報提供の新たなツールとしてメールマガジン発行の準備を行った。〔コード1・2・4・5・7〕

- 庁内各所属において職場研修等の機会を捉えて意識啓発を図り、固定的な役割分担の慣行等の見直しを行った。〔コード:3〕

- 重点課題2「男女平等教育・生涯学習」

- 男女平等の視点に立った保育・学校教育を推進するため、児童福祉課、教育委員会において、指導者研修の実施、学校・園での不必要な男女の区別の見直しを継続的に実施している。また、中学校では、男女共に個性を生かし自己実現をしていく力を育成するため、キャリア教育として、職業体験学習を全ての学校で実施している。

- 〔コード:1・2・3・4〕

- セクシュアル・ハラスメントの防止と対応を強化するため、教育委員会では全ての小・中学校で職員研修を実施した。また、全教職員にアンケートを実施して状況の把握に努め、必要に応じて対応した。〔コード:5〕

- 年齢、性別を問わず広く男女平等観を育てるため、男女共同参画センターでは、特にこどもや男性向きの講座を充実させたほか、地区市民センターでも、男性の家事参加等の講座を開催した。また、子育て世代の方も参加しやすいように、講座開催時に託児を実施した。〔コード:6・9〕

- 男女共同参画センターで、地域で活動するグループ・指導者の育成を目的に、「登録グループのつどい」を開催し情報交換を行ったり、「はもりあ週間」で各グループ主催のワークショップ等への相互参加をすすめ、ネットワークづくりや研修を実施した。

- 〔コード:7・8〕

(4) 事業実施自己評価と今後の方針

別表「男女共同参画プランよっかいち施策進捗状況調査表（基本目標 ）」のとおり

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題1 市民意識の広がり

「進捗状況」についての担当課による評価
 A 実施することができた B 概ね実施することができた
 C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
 平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	進捗状況		事業計画		
1	男女共同参画の理念やジェンダーについての正しい理解など男女共同参画意識の醸成	・地区市民センターなど地域での出前講座の開催 ・市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ・講演会、映画祭、シンポジウムなどの開催	・さんかくカレッジ ・映画上映 ・はもりあ週間 ・男女共同参画推進講座等 ・電話ボランティア研修 ・出前講座 延べ 64回	A	・地域での出前講座等の充実に向けて、各種団体への働きかけを検討する。	・さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 ・はもりあ四日市15周年記念事業 ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座 ・地区市民センターへの事業提案	・男女共同参画啓発のための講座や映画会、女性のエンパワメントのための講座、グループの活動支援などを市民との協働で実施していく。 ・各地域への働きかけを進めるため、各地区市民センターとの連携を強化する。	男女共同参画センター
2	男女共同参画の視点に立った情報提供	・情報紙「はもりあ(男女共同参画センターにより)」などの発行 ・ホームページなどによる情報提供の充実 ・男女共同参画センター図書の実施	・情報紙「はもりあ」を毎月発行(2,000部/月) ・ホームページのリニューアル(アクセス数56,673件) ・情報コーナー図書の実施(貸し出し数1,220冊)	A	・男女共同参画センター利用者以外の市民に対する情報提供方法を検討する。 ・情報提供手段の多様化を目指し、23年度よりメールマガジンを新規発行する。	・情報紙「はもりあ」毎月発行(2,000部) ・情報紙「はもりあ」組回覧(年1回) ・メールマガジンの発行 ・ホームページによる情報提供 ・広報よっかいちによる情報提供 ・図書・資料等の貸出し	・情報紙「はもりあ」を毎月発行する。 ・メールマガジンを発行する。 ・広報よっかいち及び各地区広報紙への記事掲載の働きかけを継続して行う。	男女共同参画センター
3	固定的な役割分担の慣行等の見直し	・あらゆる機会を通じて、地域、職場、家庭、学校等における慣行等の見直しについて啓発	・出前講座で市民の意識啓発を図った。 ・職員研修等で意識付けを行った。 ・総合計画において、基本目標達成のための5つの視点の中に、男女共同参画社会の実現を位置づけた。 他	A	・出前講座で市民の意識改革を図る。 ・職員研修等で意識付けを行う。 など様々な場面で啓発を行っていく。	・出前講座で市民の意識改革を図る。 ・職員研修等で意識付けを行う。	・出前講座で市民の意識変革を図る。 ・職員研修等で意識付けを行う。	各課
4	女性が本来持っている能力を引き出すための学習機会の提供	・さんかくカレッジなど各種講座の充実 ・市民グループ(団体)との協働による講座の開催 ・講演会、映画祭、シンポジウム等の開催	・さんかくカレッジ ・映画上映 ・はもりあ週間 ・男女共同参画推進講座等 ・電話ボランティア研修 ・出前講座 延べ 64回	A	・女性のエンパワメント講座の実施や女性の意識啓発につながる事業を継続実施していく。	・さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 ・はもりあ四日市15周年記念事業の実施 ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座	・女性のエンパワメントのための講座のほか、女性自身の意識啓発につながる事業を実施していく。(カレッジ、映画上映、はもりあ週間、グループ支援、働く女性支援、出前講座等)	男女共同参画センター
5	女性団体・グループのネットワークづくりと活動への支援	・市民グループ(団体)が実施する男女共同参画社会の実現に向けた取組に対する支援 ・日本女性会議などへの派遣研修の実施 ・男女共同参画センターの利用を促進 ・市民グループ(団体)のネットワークづくりを促進	・市民との協働事業の実施(はもりあ週間等 9件) ・市民グループ派遣支援事業(1グループ) ・登録グループのつどいの実施(2回) ・男女共同参画センター利用者 14,883人 男女共同参画センター登録団体 57団体	A	・登録グループの拡大、男女共同参画センター利用者数の増加を図るため、市民グループの活動支援等についての情報提供方法を工夫する。	・市民グループとの協働事業の実施 ・日本女性会議への派遣 ・はもりあ四日市15周年記念事業 ・登録グループのつどいの開催	・登録グループの活動支援やネットワーク化を促進し、市民(グループ)との協働をすすめていく。また、男女共同参画センターでの支援活動について広く情報提供をしていく。	男女共同参画センター
6	行政刊行物等における男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・男女共同参画の視点に立ったメディア表現の推進	・常に男女共同参画の視点に立ったメディア表現を行った。 ・広報よっかいち掲載記事の内容表現が適切であることを確認した。 ・職員研修により意識づけを行った。 他	A	・職員研修等による意識の啓発を行っていく。 ・男女共同参画の視点に立って刊行物などが適切な表現となっているか確認をしていく。	・職員研修により啓発 ・刊行物の表現の確認 他	・職員研修等で啓発	各課
7	メディア・リテラシーの向上	・メディア・リテラシーに関する講座の開催	・職員研修等で啓発 ・デートDV防止講座で啓発 ・情報紙「はもりあ」で啓発	A	・メディア・リテラシーに関する講座の開催だけでなく、様々な講座・研修の場でメディア・リテラシーについて啓発を行っていく。	・職員研修等での啓発 ・デートDV防止講座での啓発 ・情報紙「はもりあ」での啓発 ・15周年記念事業の中で講座開催	・職員研修等で継続して啓発する。 ・情報紙「はもりあ」等で啓発を実施する。 ・メディア・リテラシーの講座を企画する。	男女共同参画課 男女共同参画センター
8	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	・街頭補導等による見守り ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレットの作成・配布	・街頭補導等による見守り活動(年間延べ476回実施) ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催(教職員・保護者対象に年1回開催) ・啓発パンフレット等の配布 ・出前講座の開催(17回開催)	A	・ネットトラブルの現状と課題について、新たな事業やケースに基づいた講座の開催が必要	・街頭補導等による見守り ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレットの作成・配布 ・出前講座の開催	・街頭補導等による見守りを行う。 ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレット等の配布を行う。 ・出前講座を開催する。	社会教育課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 男女平等教育・生涯学習

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
1	個を大切にしたい保育・教育の充実	・ジェンダーにとらわれず、自らの意思と責任で進路を選択し、自己実現をしていく力を育成	・男女共同参画に係る校・園内研修(人権教育研修も含む)を行う。 ○幼稚園 24/24園 ○小学校 40/40校 ○中学校 22/22校 ・「自分らしい生き方を実現していく進路指導」を推進するため、勤労観、職業的自立の資質を養うキャリア教育を継続して進めている。 職業体験学習日数 ○中学校 22/22校 ○体験生徒数 延べ 8,147人 ○協力事業所数 延べ 994事業所	A	・事業の継続	・22年度と同じ	・キャリア教育等の充実により、自己実現をしていく力の育成に努める。	指導課
			・中学生職業体験学習 ・21中学校より依頼、延32保育園で受け入れ	A	・性別にとらわれず、自己実現のため又意欲を持って子どもに関わる機会とするため、中、高校生の職業体験を継続して受け入れる。 ・積極的に中学生職業体験学習実施し、21校より依頼、延32園で受け入れ、高校生の保育体験を受け入れる。	・性別にとらわれず、自己実現のため又意欲を持って子どもに関わる機会とするため、中、高校生の職業体験を継続して受け入れる。 ・積極的に中学生職業体験学習実施、高校生の保育体験の受け入れる。	・性別にとらわれず、自己実現のため又意欲を持って子どもに関わる機会とするため、中、高校生の職業体験を継続して受け入れる。 ・積極的に中学生職業体験学習実施、高校生の保育体験の受け入れる。	児童福祉課
2	保育士・教職員に対する研修の充実	・講演会、事例研修、公開保育の実施	・公開授業・保育を実施することで研修を深めている。 ○幼稚園 24/24園 ○小学校 40/40校 ○中学校 22/22校	A	・事業の推進と継続	・22年度と同じ	・授業公開・研修等を実施、教員の資質向上を図る。	指導課
			・保育士の人権意識高揚のための研修回数 7回、参加人員42名 内容:講演会、事例研修、公開保育	A	・保育士の人権意識高揚のための研修を行う。 内容:講演会、事例研修、公開保育	・保育士の人権意識高揚のための研修を行う。 研修回数 7回、参加人員41名 内容:講演会、事例研修、公開保育	・保育士の人権意識高揚のための研修を行う。 研修回数 7回、参加人員45名 内容:講演会、事例研修、公開保育	児童福祉課
3	男女間で不必要な区別、慣習や慣行の見直し	・性別で役割を固定することのない価値観や行動様式の確立を推進 ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかでの不必要な男女の区別の見直し	・不必要な区別・慣習の見直しをさらにを行い、男女共同参画の視点に立った教育を進める。 ○幼稚園 24/24園 [導入済み] ○小学校 40/40校 " ○中学校 22/22校 "	A	・3と4を一つにして推進	・不必要な区別・慣習や慣行の見直し、男女共同参画の考え方を身に付ける教育活動を推進	・不必要な区別・慣習の見直しをして、男女共同参画社会の実現をめざす教育を進める。	指導課
			・保育園 25園/25園	A	保育園25/25園で導入済みであるが、さらに見直しを行う。 ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかで男女別になっていないが注視していく。 ・遊びの中での遊具や色などの区別がないかを注視していく。	保育園 25/25 [導入済みであるが、さらに見直しを行う] ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかで男女別になっていないが注視していく。 ・遊びの中での遊具や色などの区別がないかを注視していく。	保育園 25/25 [導入済みであるが、さらに見直しを行う] ・園児の道具箱、カバンかけ、クラス名簿、くつ箱など生活のなかで男女別になっていないが注視していく。 ・遊びの中での遊具や色などの区別がないかを注視していく。	児童福祉課
4	日常的な教育活動の中で、男女共同参画の視点に立った教育の推進	・子どもと保護者・地域の人々が協働して、男女共同参画の考え方を身につける学習の推進 ・子ども一人ひとりが個性や能力を発揮する生き方ができるよう、職業観や勤労観を育てる社会体験学習等の実施	・保護者・地域の人々が協働して、男女共同参画の考え方を身に付ける学習を推進した。 ○小学校 40/40校 ○中学校 22/22校	A	・3と4を一つにして推進	・保護者・地域との協働による男女共同参画の学習の推進 ・子ども一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう社会体験学習の実施	・保護者・地域の人々が協働して、男女共同参画の考え方を身に付ける学習を推進する。	指導課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 男女平等教育・生涯学習

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
5	セクシュアル・ハラスメントの防止と対応	・職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施	・すべての小中学校において、セクシュアル・ハラスメントに関する研修会を実施し、その後アンケートにより各校の実態把握を行った。課題のある学校については、教育委員会事務局により、学校長や該当職員に対して指導を行った。	A	・セクシュアル・ハラスメント防止の意識をより向上し、職場全体でセクシュアル・ハラスメントの防止を恒常的に行えるようにする。その方策として、各職場における研修会を継続していく。	・職員会議、全体研修会などでセクシュアル・ハラスメントに関する研修等を実施	各学校にセクハラ対策委員を設け、相談しやすい職場環境を構築する。 職員会議、全体研修会などでセクハラに関する研修等を実施する。 アンケートを行い、教育委員会事務局より該当校の管理職等に指導する。	学校教育課
			・平成22年8月6日に男女共生教育研究協議会との共催研修会「スクールセクハラを考える」を実施。講師はNPO法人SSHP全国ネットワーク代表の亀井明子さん。参加者53名	A	・男女共同参画社会の実現に向け、より裾野を広げるために今後も継続して研修会を実施する必要がある。	・平成23年8月11日に男女共生教育研究協議会との共催研修会「女性と人権について」を実施。講師は関西大学人権問題研究室委嘱研究員宮前千雅子さん。	・男女共生教育研究協議会との共催による教職員研修講座を実施する。	教育支援課
		・市職員に対し、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための啓発	・セクシュアル・ハラスメント相談等処理委員会 相談件数 0件 セクハラ発生件数 0件	A	・「四日市市職員のセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の周知・啓発	・職員に研修等を通じ、「要綱」の周知を行う。また、相談及び発生があれば適切に対応する。	・今後も、管理職候補者研修等で制度周知を行うとともに、相談及び発生があれば適切に対応する。	人事課
6	男女平等観を育てる講座の充実	・地区市民センターで開催する「ひとづくり、まちづくり」を目的にした多種多様な講座の中で、地域の実情に応じて、男女共同参画を推進するための講座を開催	地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 1センター 5回 16人 ・男女共同料理教室 1センター 1回 18人 ・男の料理教室 8センター 23回 472人	A	・地区市民センターにおいて、男女共同参画を推進するための講座の開催を継続していく。	地区市民センター講座 ・男女共同参画講座 1センター 5回 100人 ・男女共同料理教室 1センター 1回 12人 ・男の料理教室 7センター 21回 384人 ・主夫を楽しもう(家庭菜園・料理・掃除) 1センター 3回 20人	・地区市民センターにおいて、男女共同参画を推進するための講座の開催を継続していく。	地区市民センター(市民生活課)
		・家庭教育講座委託事業の実施	・四日市市PTA連絡協議会(86単位PTA)及び13の私立幼稚園で実施	A	・親子で受講できる内容の講座開催を促していきたい。	・家庭教育講座委託事業の実施	・家庭教育講座委託事業を継続実施し、市民の意識啓発を行う。	社会教育課
		・さんかくカレッジ、映画上映、市民企画支援、出前講座を実施	・さんかくカレッジ ・映画上映 ・はもりあ週間 ・男女共同参画推進講座 ・出前講座 ・電話相談ボランティア研修 延べ64回	A	・幅広い方に参加いただけるよう、事業実施時のアンケート等をもとに、常に事業の見直しをしていく。	・さんかくカレッジ(市民企画含む) ・映画上映 ・はもりあ四日市15周年記念事業 ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座	・子どもや男性など、これまで男女共同参画に関わりのなかった層へのアプローチとして、さんかくカレッジ、映画上映を実施。また、市民企画、はもりあ週間、グループ支援、働く女性支援、電話ボランティア研修、出前講座等を市民と協働して実施する。	男女共同参画センター
7	ジェンダーに敏感な視点をもった指導者の育成と活用	・登録グループへの研修の実施 ・地域で男女共同参画を推進していく要となるアドバイザーの養成 ・男女共同参画人材リスト登録者研修の実施	・登録グループのつどい 2回 ・男女共同参画人材リスト登録者研修の実施 1回	A	・登録グループへの研修を充実させる。 ・地域での男女共同参画を進める人材を育成する。	・登録グループのつどいの開催 ・登録グループ対象研修会の実施 ・男女共同参画人材リスト登録者研修の開催 ・地域マネージャー研修の実施	・登録グループのつどいを継続して実施する。 ・登録グループを対象とした研修会を実施する。 ・男女共同参画人材リスト登録者研修を実施する。	男女共同参画センター
8	男女共同参画を推進するグループ等への支援	・男女共同参画に関する情報提供や研修の実施に努めるなど、登録グループへの積極的な支援の実施	・毎月1回情報紙「はもりあ」及びセンター事業について情報提供 ・登録グループ情報の紹介 ・登録グループのつどい 2回 ・男女共同参画センター登録団体数 57団体	A	・活動グループのニーズを把握し、必要な支援について常に検討していく必要がある。	・毎月1回情報誌「はもりあ」及びセンター事業について情報提供 ・毎月1回メールマガジンでの情報提供 ・登録グループ情報の紹介 ・登録グループのつどい 3回	・毎月1回情報紙「はもりあ」を送付するとともにセンター事業について情報提供を行う。 ・登録グループ情報の紹介を行う。	男女共同参画センター

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための意識づくり
重点課題2 男女平等教育・生涯学習

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
9	託児付き講座の推進	・市民大学一般クラスにおける託児設定の促進	・市民大学託児設定コース 0件	C	・企画運営団体募集の時点で、託児設定の必要性を感じてもらえるように働きかける。	・市民大学6コース中1コースにつき託児設定	・引き続き、市民大学企画運営団体募集要項に託児設定希望の事項を入れ、託児設定コースについては、運営費を上乗せして募集をかける。	文化国際課
		・地区市民センター講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施	・地区市民センター講座(託児あり) 2センター 2回	A	・地区市民センター講座において、必要に応じて託児を実施する。	・地区市民センター講座(託児あり) 2センター 2回	・地区市民センター講座において、必要に応じて託児を実施する。	地区市民センター(市民生活課)
		・手話奉仕員養成講座などにおいて託児を実施	・予算は確保していたが託児希望者はいなかった。	A	・昨年度、今年度と手話奉仕員養成講座が夜間の開催となったが、開催時間も含めてより広く受講していただけるよう検討していく。	・引き続き手話奉仕員養成講座において託児を行い、広く子育て世代にも講座受講を促す。	・手話奉仕員養成講座などにおいて託児を継続して実施する。	障害福祉課
		・市主催各種講座での託児の実施について各課に働きかけ	・男女共同参画センター全事業で託児を実施 ・託児者の紹介	B	・各課への託児実施の働きかけ方を検討する。	・男女共同参画センターの全事業で託児を実施する。 ・各課へ託児実施を働きかける。	・男女共同参画センター全事業で託児を実施する。 ・他課主催の講座について、託児の実施を働きかけるとともに、支援を行う。	男女共同参画課
		・よっかいち人権大学等の各種講座の内容や趣旨を考慮して必要に応じた託児の実施	・よっかいち人権大学「あすてつぷ」託児付講座9回 託児 7人	A	・託児付講座の開催を市民に広く周知していく。	・よっかいち人権大学「あすてつぷ」託児付講座7回	・継続して実施する。	人権センター
10	男女共同参画に関する学習情報の提供	・生涯学習いきいき出前講座の実施	・出前講座 4回	B	・地域での出前講座の充実に向けて、各種団体への働きかけの検討をする。	・出前講座の実施	・出前講座(男女共同参画メニュー)を継続して実施する。 ・地区市民センターと連携し、地域団体への働きかけを行う。	男女共同参画センター
			・四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表の分類に「男女共同参画」を設ける。 メニュー数 4件	A	・生涯学習の機会に「男女共同参画」を意識できるよう、生涯学習いきいき出前講座の事業の中で継続する。	・四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表の分類に「男女共同参画」を設ける。 メニュー数 4件	・四日市市生涯学習いきいき出前講座メニュー表の分類に「男女共同参画」の項目を継続して設定する。	文化国際課
		・インターネットによる学習情報の提供	・はもりあ四日市ホームページからの講座情報の提供 ・はもりあ四日市ホームページのリニューアル	A	・はもりあ四日市ホームページからの講座情報の提供に加え、メールマガジン等による定期的な情報発信を検討する。	・はもりあ四日市ホームページからの講座情報の提供 ・メールマガジンによる講座情報の提供 ・市ホームページの利用による講座情報の提供	・はもりあ四日市ホームページやメールマガジンなどで講座情報の提供を行う。	男女共同参画センター
			・インターネットによる学習情報の提供の検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける。 情報提供数 7件	A	・生涯学習の機会に「男女共同参画」を意識できるよう、学習情報提供の事業の中で継続する。	・インターネットによる学習情報の提供の検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける。 情報提供数 7件	・インターネットによる学習情報を提供する。 検索分類に「女性、男女共同参画」を設ける。	文化国際課

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

(1) 指標 「審議会等の女性委員比率」

基準値 (平成 21 年度実績値)	31.5 %
実績値 (平成 23 年度)	32.5 %
目標値 (平成 26 年度)	40 %以上 60 %以下

指標の設定について：
重要な事柄を決める場に人口の半数である女性が参画することが、男女共同参画を進めるに当たって非常に重要であるとの認識から、特に今後のまちづくりの方向性を決める場である審議会等への女性委員の登用率を社会環境づくりの指標とした。

目標値設定と実績評価：

目標値については、審議会等において男女の視点が反映されることが重要であることから、男女のいずれも4割を下回らないことを目標として設定した。

実績については、「四日市市審議会等女性委員登用推進要綱」に基づき、審議会ごとに目標を設定し、委員委嘱に際しては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底させた結果、若干ながら昨年度を上回ることができた。専門分野によっては女性の人材が少ないものがあるという状況はあるが、今後も市民委員の登用等、審議会等の設置要綱等の見直しも含めて女性委員の登用を促進していく必要がある。

(2) 重点課題とプラン・施策の方向

● 重点課題1 「政策・方針決定過程への男女共同参画」

審議会等への男女共同参画の推進

審議会等の委員構成において、男女いずれか一方の性に偏ることがないように配慮を行います。

各種団体、企業等における男女共同参画の促進

地域や職場などさまざまな場面で男女がともに参画できるよう、啓発、情報提供などに努めます。なお、「企業等」には農業、自営業等の家族的経営の事業者も含まれます。

女性のエンパワーメント促進、人材の育成

女性の社会参画が進むよう、講座、講演会などを通じて、女性のエンパワーメントを進め、人材の育成に努めます。

● 重点課題2 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進」

家庭での男女の自立を促進

家庭生活においても固定的な性別役割分担意識にとらわれることがなく、男女がともに家庭責任を担えるよう、啓発や情報提供を行います。

仕事等と家庭生活の両立を支援(子育て、介護等への支援も含む)

男女が家族の対等な一員としての責任を果たしながら、子育てや介護などの家庭生活と仕事や地域活動などとのバランスがとれた生活が送れるよう、サービスの提供や条件整備を進めます。

男女の平等な就労環境の整備促進

特に事業者に対して、男女雇用機会均等法などの法令遵守や育児・介護休業制度などの活用、家庭生活等との両立などについて啓発したり、情報提供を行っていきます。

女性の就労・再就職・起業へのチャレンジ支援

働きたい女性がそのライフサイクルに応じて就労ができるよう、就労意欲や能力を向上させるための学習機会や情報の提供を関係機関と連携して進めるなど、あらゆる手法により支援する取組を進めます。

- 重点課題3 「地域社会での男女共同参画の推進」

- 地域活動への男女共同参画の推進

- 地域団体やNPOなどと協働して、地域活動に男女がともに参画することの必要性や意義をわかりやすく伝えていくとともに、男女がともに参画しやすい環境整備などに努めます。

- 男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進(防災、防犯、環境など)

- 国の男女共同参画基本計画(第2次)にも示されているように、新たな取組を必要とする分野である防災(災害復興を含む)、防犯、環境などをはじめ、さまざまな分野の地域活動で男女がともに参画できる環境を、地域団体等と連携して整えるなどして、男女共同参画の視点に立ったまちづくりの推進に努めます。

- 重点課題4 「国際化に対応した男女共同参画」

- 多文化共生における男女共同参画の推進

- 市民等と連携して、男女共同参画の視点に立った外国人市民との相互理解と共生を進める活動などに取り組み、より住みやすい地域づくりを進めます。

- 国際情勢などへの関心や協調に配慮した男女共同参画の推進

- 市民、事業者へ国際的な男女共同参画の動きについて、各種情報を提供するなどしてその理解を深め、意識を高めるなどの男女共同参画の推進に努めます。

(3) 主な取り組み状況

- 重点課題1 「政策・方針決定過程への男女共同参画」

- 審議会等への女性委員の登用を進めるため、四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づき各審議会ごとに登用推進計画を策定し、委員改選に当たっては、人事課及び男女共同参画課への事前協議を徹底し登用率の向上に努めた。〔コード:1〕

- 職員については管理職及び男女共同参画推進員に対してワーク・ライフ・バランスに関する研修を実施した他、各階層ごとの職員研修において男女共同参画についての研修を実施し、意識の向上に努めた。また、女性職員のエンパワーメントを目的に外部研修派遣を実施した。〔コード:4〕

- 女性人材リストの充実を図ると共に、人材リスト登録者向けに「女性が政策決定の場に参画する意義」、「審議会委員としての心構え」についての研修を実施し、女性リーダーとしての意識の向上を図った。〔コード:6・7〕

- 重点課題2 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の促進」

- 多様な保育サービスやファミリーサポートセンター事業の充実、育児学級「パパママ」教室の開催や認知症サポーター養成講座をはじめ介護に関する出前講座の開催など、保育、介護、保健の分野で、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要なサービスの充実と情報提供を行った。また、家庭及び地域で性別に関わりなくその責任を果たすための意識啓発として、「父親の子育てマイスター養成講座」を開催したのをはじめ、男性の家事、育児に関する講座や「お父さんの遊ぼう会」(子育て支援センター)などを開催した。〔コード:1・2・3・4・5・6・7〕

- 男女共同参画センターのホームページに「ワーク・ライフ・バランス」コーナーを新設し、企業を含め広く市民にワーク・ライフ・バランスについての情報提供を行ったほか、先進的な取組企業企業の表彰や総合評価入札方式においての評価加点の実施など、企業での取り組みの促進を図った。〔コード:8・9・11〕

男女共同参画センター、商業勤労課で、ハローワークや商工会議所等関係機関と連携して労働関係法令等の情報提供を行った。また、女性の再就職、起業支援のため、再就職応援講座の実施や男女共同参画センターで週一回のチャレンジ相談を行った。

(コード:9・10・11・12・13・14)

- 重点課題3「地域社会での男女共同参画の推進」

自治会やPTA等地域団体での女性会長の登用等、女性の参画が進むよう様々な機会を通じて働きかけを行った。また、男女共に市民活動に参画できるよう、市民活動センターを市民活動の拠点施設として提供するほか、個性あるまちづくり支援事業等で財政的にも支援を行った。更に、男女共同参画センターで情報紙「はもりあ」や「さんかくカレッジ」、出前講座など情報提供等を行い女性のエンパワーメントと意識啓発に努めた。(コード:1・2・4)

- 重点課題4「国際化に対応した男女共同参画」

男女共同参画センター情報紙「はもりあ」に、世界の男女共同参画についての記事を特集した(10回)。(コード:1)

国際交流センター、国際共生サロン、男女共同参画センター等が連携し、外国人女性への相談、支援を行った。(コード:2)

(4)各事業評価と今後の方針

別表「男女共同参画プランよっかいち施策進捗状況調査表(基本目標)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題1 政策・方針決定過程への男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	進捗状況		事業計画		
1	審議会等への女性参画比率の向上	・審議会等委員に占める女性割合について目標設定 ・推薦依頼の見直し ・人材リストの充実及び活用促進 ・審議会などにおける託児の実施	・審議会等への女性の登用率 31.5% ・男女の一方の数が40%未満とならない審議会等 38か所 ・女性のいない審議会等 2か所	B	・審議会等への女性参画については、着実に向上しているが、目標達成には至っていない。 ・平成26年度までに目標を達成するよう、確実な進捗管理を行う。	・四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づいて、各審議会ごとに登用推進計画を策定するとともに、委員改選に当たっては、事前協議を徹底し、登用率の向上に努める。	1. 審議会等委員の比率は、男女の一方の数が委員総数の10分の4未満とならない構成を目標とする。 2. 女性委員0の審議会等は、委員改選の際に解消を図る。	人事課
			・人材リスト登録者数 112名 ・人材リスト登録者研修会の実施 1回	A	・各課に人材の発掘と人材リスト利用を働きかける。 ・人材リスト登録者研修会を充実させる。	・人材リスト登録者研修会の実施 ・男女共同参画推進リーダー・推進員研修において、人材リスト活用促進を働きかける。	・人材リスト登録者数130名(平成26年度末)を目標とする。 ・人材リスト利用件数年間20件を目標とする。 ・四日市市審議会等女性委員登用推進要綱に基づき事前協議を徹底し、適正な登用率となるよう働きかけを行う。	男女共同参画課
2	管理・監督職への女性登用促進	・係長以上の役付職員の男女比率を職員全体の男女比率に少しでも近づけるよう、女性職員の職務経験及び能力向上につながる配置等の実施 ・管理・監督職への女性登用促進	・市の役付職員(係長級以上)の女性比率 37.6% 参考 職員全体の女性比率 46.3%	A	・管理・監督職への女性登用については、中長期的に育成を行う必要がある。	・職務経験及び能力向上につながる職員配置を行うとともに、職員本人の意欲にも意を配しながら登用を図っていく。	・管理・監督職への女性登用に当たっては、中長期的な育成を行う必要があり、本人の意欲を尊重した配置や性別によって偏りのない役割分担を進める中で、一定の経験や能力向上につながるよう意を配しながら、登用等に努めていく。	人事課
3	女性職員の職域拡大	・女性職員が幅広い職務経験を持てるよう、業務上の人員配置に配慮	・市における女性職員(正職)がいない所属 30か所 / 150(課+中間組織)	A	・少数職場や消防、現業職場など女性職員の配置が困難な場合もある。	・男女の偏りのない配置を行うことにより、女性職員の職域拡大に努める。	・女性職員が幅広い職務経験を持てるよう、継続して業務上の人員配置に配慮していく。	人事課
4	男女共同参画を進めるための職員研修の充実	・階層別職員研修の行政課題の項目として男女共同参画に関する研修を実施	・新規採用職員研修等階層別研修において、本市の行政課題として、男女共同参画に関する研修を実施した。	A	・新規採用職員をはじめとする若手職員に対して、男女共同参画に関する意識の改革及び知識の普及を図っていくため、今後も研修を充実していく。	・新規採用職員研修等階層別研修において、男女共同参画に関する研修を実施する。	・階層別研修で継続して実施する。	職員研修所
		・管理職及び男女共同参画推進員等研修を実施	・「次世代を担う子どもたちに行政ができること～ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会環境づくり～」をテーマに、管理職及び男女共同参画推進員研修を実施した。	A	・管理職及び男女共同参画推進員に対して、所属の中心的職員としてより一層、男女共同参画に関する意識の高揚を図っていくため、研修を実施していく。	・平成22年度に引き続き、管理職及び男女共同参画推進員研修を実施するとともに、男女共同参画推進リーダー研修を実施する。	・管理職及び男女共同参画推進員研修を継続して実施する。 ・男女共同参画推進リーダー研修を実施する。	職員研修所 男女共同参画課
		・男女共同参画についての研修会・会議等に派遣	・「日本女性会議2010きょうと」及び市町村アカデミーの男女共同参画に関する研修に職員を派遣した。	A	・市としてさらに男女共同参画を推進していくため、また、女性職員の資質・能力の向上を図っていくため、研修会等への職員の派遣を積極的に進めていく必要がある。	・平成22年度に引き続き、男女共同参画に関する研修に職員を派遣するとともに、女性職員の資質・能力の向上を図るための研修に職員を派遣する。	・日本女性会議へ継続して職員を派遣する。 ・各種研修機関へ継続して職員を派遣する。	職員研修所 男女共同参画課
5	各種団体、企業等への情報提供	・男女共同参画にかかる情報提供	・企業向け研修や雇用実態調査などの機会を通じて、男女共同参画にかかる国、県、市などの情報提供を行いました。	A	・広く周知するために一層、効果的な情報提供に努める。	・企業向け研修や雇用実態調査など、あらゆる機会を通じて、引き続き男女共同参画にかかる国、県、市などの情報提供を行う。	・男女共同参画にかかる国、県、市などの情報提供を行う。	商業勤労課
		・男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施	・企業に対し講演会や研修会など企業の集まる機会を捉えて男女共同参画やワークライフバランスについて情報提供を行った。	C	・企業向け研修等の実施を検討する。	・男女共同参画週間の啓発 ・企業向け研修の実施 ・企業への情報提供	・企業向け研修の実施や、情報提供を行っていく。	男女共同参画課
6	女性リーダーの育成	・さんかくカレッジ、市民企画支援、働く女性支援等において女性リーダーを育成	・人材リスト登録者研修会の実施 1回 ・さんかくカレッジ ・はもりあ週間 ・電話相談ボランティア研修 2回 ・出前講座 4回	A	・今後も女性リーダーを育成するための研修会・講座を継続的に実施していく。	・人材リスト登録者研修会の実施 ・さんかくカレッジ ・電話相談ボランティア研修 ・出前講座 ・はもりあ四日市15周年記念事業	・男女共同参画人材リスト登録者研修会をはじめ、さんかくカレッジ、市民企画講座、グループ支援、働く女性支援、電話ボランティア研修、出前講座等、女性リーダー育成のための講座を実施する。	男女共同参画センター
7	女性人材情報の収集と提供	・人材リストの充実及び活用促進	・人材リスト登録者数 112名 ・人材リスト登録者研修会の実施 1回	A	・人材リスト利用数増加のための働きかけを行う。 ・人材リスト登録者研修会を充実させる。	・人材リスト登録者研修会の実施 ・男女共同参画推進リーダー・推進員研修において、人材リスト活用促進を働きかける。	・登録グループを対象とした研修会の実施等により、新たなリスト登録者を育成、発掘する。 ・男女共同参画人材リスト登録者の更なる意識向上を図るため、研修を実施する。 ・男女共同参画推進リーダー等へ人材リスト利用促進について働きかける。	男女共同参画課 人事課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
1	男女がともに介護責任を果たすための意識啓発	・介護保険と高齢者施策の出前講座の実施	出前講座 『介護に疲れていませんか?』高齢者虐待を防ぎましょう。1回、参加者 12人 『介護保険と高齢者施策』3回、参加者 180人 『認知症サポーター養成講座』認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってください。50回、参加者 1,670人	A	・講座内容等については、満足いただいており、今後も開講希望者のニーズにあわせて講座を行っていく。	出前講座の実施 『介護に疲れていませんか?』高齢者虐待を防ぎましょう。 『介護保険と高齢者施策』 『認知症サポーター養成講座』認知症の人や家族を温かく見守る応援者になってください。』	・出前講座を継続して実施する。	介護・高齢福祉課
2	保育園等の施設における多様な保育サービスの充実	・乳児保育、延長保育、一時保育、障害児保育、病児保育、休日保育など多様な保育サービスの実施	乳児保育 28園で実施、年間延2,506人 延長保育 22園で実施、1日あたり196人 一時保育 11園で実施、延べ6,322人 (月平均利用数 527人) 障害児保育 27園で実施 263人 病児保育 1園で実施、延べ1,284人 (1日平均 4.6人) 休日保育 1園で実施、227人 特定保育 11園で実施、延べ346人 保育園数 公立25園、定数 2,370人 私立24園、定数 2,110人	A	・待機児童の解消、特別保育の拡充	乳児保育 28園で実施、年間延2,600人 延長保育 22園で実施、1日あたり200人 一時保育 13園で実施、延べ7,200人 (月平均利用数 600人) 障害児保育 30園で実施 300人 病児保育 1園で実施、延べ1,300人 (1日平均 4.8人) 休日保育 1園で実施、延べ250人 特定保育 11園で実施、延べ350人 保育園数 公立25園、定数 2,370人 私立24園、定数 2,110人	・特別保育等の実施については、私立園等と協議しながら順次拡充に努めていく。	児童福祉課
3	地域の子育て環境整備と支援体制の充実	・ファミリー・サポート・センター事業の充実	・会員数 1,217 活動件数 4,314件	A	・緊急的なサポートの需要もあり23年度より緊急サポート事業も実施していく。	・会員数1,230 活動件数 4,400	・ファミリー・サポート・センター事業を充実する。	児童福祉課
		・学童保育の実施	・大規模学童保育所の分割による開設2箇所 (市内開設学童数計35)	B	・未設置小学校区での新規開設の支援	・未設置小学校区での新規開設を支援。 ・大規模化している学童保育所については、適正規模への分割を推進する。	・1小学校区1ヶ所を基本に、未設置小学校区での新規開設を支援する。また、大規模化している学童保育所については、適正規模への分割を推進する。	社会教育課
4	子育てに関する情報提供と相談の充実	・子育て支援事業、子育てに関する情報提供と相談の充実 ・未就学園児や、その保護者に遊び場や交流の場の提供 ・積極的な子育て相談の実施	・子育て支援事業 22保育園で実施・利用者数 20,290人 子育て支援センターの利用者数 82,217人 ・家庭児童相談室での相談件数 1,841件	A	・子育て支援センターの事業を充実すると共に、市内全域で行う保育園のあそぼう会の充実を図り利用者数を増やし、身近な地域で子育て、子育て仲間を作り、安心して子育てができるよう子育て支援事業を進めていく。	・子育て支援事業 22保育園で実施・利用者数 20,350人 子育て支援センターの利用者数 85,000人 ・家庭児童相談室での相談件数 1,900件	・子育て支援事業、子育てに関する情報提供と相談の充実をはかる。 ・未就学園児や、その保護者に遊び場を提供する。 ・積極的な子育て相談を実施する。 ・DVケース等で関係課と連携の強化を図る。	児童福祉課
		・幼稚園での子育て支援事業・園づくり支援事業の実施	・幼稚園での子育て支援推進事業 ○24園で実施 親子13,521組が利用 ○子育て相談 971件 ・活動充実のために園づくり活動指導員配置 ○各園 週1回程度	A	・事業の充実	22年度と同じ ・園づくりのための指導員研修会	・幼稚園での子育て支援事業を継続する。	指導課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
5	男女がともに育児を担うための実践的講座の実施	・育児学級「パパママ教室」の開催	・パパママ教室参加者：妊婦233人 夫などの家族：220人 合計：453人 日曜日には2回開催した月もあり、教室としては16回開催	A	・参加者が、昨年の1.78倍の増加。さらに父親の参加向上にむけて、必要に応じ開催回数の増加を行う。	・平成22年度と同様に毎月実施(年6回は日曜日開催。必要に応じて回数増)	・父親(妊婦の夫)の参加向上にむけての休日開催などを実施する。	健康づくり課
		・お父さんと遊ぶう会の実施	・お父さんと遊ぶう会の実施 (子育て支援センターで実施) 年108回、参加人数 440人	A	・父親のおそぼう会参加そのものがまだまだ少なく、参加率を上げていく必要がある。各子育て支援センターで、父親の参加型の催を企画し、気軽に参加できるよう進めていく。	・お父さんと遊ぶう会の実施 (子育て支援センターで実施) 年132回、参加人数 670人	・父親の育児参加を促すための「お父さんと遊ぶう会」の継続実施と周知をはかる。 ・男性の育児参加に関する講座を実施する。 ・「お父さんと遊ぶう会」の箇所を1センター増やす	児童福祉課
		・父親の子育てマイスター養成講座の実施	・父親の子育てマイスター養成講座の実施	A	・父親が気軽に子育てについて話せる場が必要であるので養成講座の実施と共に「父親の子育て相談員」の活動を広くアピールしていく。	・父親の子育てマイスター養成講座の実施 ・父親の子育て相談員による相談活動の開始	・父親の子育てマイスター養成講座を継続して実施する。	児童福祉課
		・男性の子育てに関する講座の実施	・夏休みこどもさんかくカレッジの実施 2企画3講座 ・春休みこどもさんかくカレッジの実施 1企画2講座	A	・より多くの方に参加していただけるよう働きかけるとともに、継続して実施していく。	・夏休みこどもさんかくカレッジの実施 ・春休みこどもさんかくカレッジの実施	・夏休みこどもさんかくカレッジの継続実施 ・男性の育児参加に関する講座の実施	男女共同参画センター
6	高齢期における男女の自立のための講座の実施	・男性のための料理教室の開催	・男性カレッジ 「はじめての台所」の開催 「男だって甘いもの」の開催	A	・より多くの方に参加していただけるよう働きかけるとともに、継続して実施していく。	・男性カレッジ「はじめての台所」の開催	・男性のための料理教室を継続して実施する。	男女共同参画センター
7	介護サービス情報の提供と相談の充実	・各在宅介護支援センター(市内25箇所)で情報提供・相談の実施	・各在宅介護支援センター(市内25箇所)で実施 相談件数 40,557件 ・各地域包括支援センター(市内3箇所)で実施 相談件数 22,555件	B	・よりきめ細かく情報提供や相談対応ができるよう、特に住民に身近な相談窓口である、在宅介護支援センターの体制充実が必要	・各在宅支援センター(市内25箇所)及び各地域包括支援センターでの情報提供、相談の実施	・在宅介護支援センターでの情報提供や相談を継続して実施する。	介護・高齢福祉課
8	仕事と家庭生活の両立のための職場環境づくり	・ワーク・ライフ・バランスの推進	・ワーク・ライフ・バランスに関するホームページの立ち上げ	A	・企業向けのワーク・ライフ・バランスセミナー等を関係機関と連携して実施できるよう調整を図る。	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	・ワーク・ライフ・バランス推進のための企業への働きかけを行う。	男女共同参画課
		・子育て中の男女がいいきと働き続けられる企業表彰の実施	・子育て中の男女がいいきと働き続けられる企業表彰を行った。 (表彰 1社)	B	・今後も引き続き行っていきます。	・子育て中の男女がいいきと働き続けられる企業表彰を行います。	・子育て中の男女がいいきと働き続けられる企業表彰を実施する。	商業勤労課
		・市職員における育児休業・介護休暇などの制度の活用促進及び月平均30時間を超える長時間職場の解消	・市職員年休取得率 10.7日/年 時間外の実態 19.4時間/月 30時間/月以上の所属 31か所 ・市職員育児休業取得者数 98人 ・介護休暇取得者数 7人	A	・長時間残業については削減対策を行っているが、解消には至っていない。	・育児休業・介護休暇などの制度を活用しやすい職場環境の整備に努める。 ・恒常的な長時間残業の解消のため、対策を講じる。	・育児休業・介護休暇などの制度を活用しやすい職場環境の醸成に努めるとともに、恒常的な長時間残業職場の解消を図る。	人事課
		・総合評価方式入札において育児休業制度導入の企業の優遇	・総合評価方式入札11本で育児休業制度の規定がある場合評価点を加算	A	・まだ育児休業制度を定めていない企業も多いため、総合評価方式入札を通して普及を図っていく。	・総合評価方式入札6本を行う予定	・今後も総合評価方式における入札を活用し、子育て支援の実施の評価を続ける。	調達契約課
9	労働関係法の普及と啓発	・国、県等の情報を配架し、市民等に提供した。	・国、県等の情報を配架し、市民等に提供した。	B	・今後も引き続き行っていきます。	・国等のパンフレットを関係機関に送付するなど、情報提供を行う。	・男女共同参画にかかる国、県などの情報提供を行う。	商業勤労課
		・情報紙は「はもりあ」による情報提供の実施	・情報紙は「はもりあ」による情報提供の実施 ・はもりあ四日市ホームページによる情報提供の実施	A	・現状どおり継続して実施していく。	・情報紙は「はもりあ」による情報提供の実施 ・はもりあ四日市ホームページによる情報提供の実施	・情報紙「はもりあ」による情報提供を行う。 ・はもりあ四日市ホームページによる情報提供を行う。	男女共同参画課
		・雇用実態調査で男女共同参画に関するアンケートを実施	・雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を挿入した。	B	・今後も引き続き行っていきます。	・雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を調査します。	・雇用実態調査で男女共同参画に関する項目を調査する。	商業勤労課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題2 ワーク・ライフ・バランスの促進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
10	労働に関する各種講座の開催	・ワーク・ライフ・バランスなどに関するセミナーを実施	・三重県男女共同参画・NPO室との共催で再就職応援講座「子育てママの再チャレンジ支援講座」を実施 参加者18名	A	・再就職応援講座のほか、女性の起業を応援する講座の開催も検討する。 ・企業経営者層を対象としたセミナーの実施を検討する。	・再就職応援講座を実施する。 ・企業に対するワーク・ライフ・バランスセミナーを実施する。	・女性の再就職応援講座やワーク・ライフ・バランス講演会等を実施する。	男女共同参画センター
11	企業と市民に向けての情報提供	・男女雇用機会均等法にかかる国などの情報提供	・国、県等の情報を配架し、市民等に提供した。	B	・今後も引き続き行っていきます。	・国等のパンフレットを関係機関に送付するなど、情報提供を行う。	・男女共同参画にかかる国、県などの情報提供を行う。	商業勤労課
		・ホームページを活用し、ワーク・ライフ・バランス推進企業の紹介事例を掲載	・はもりあ四日市ホームページにて市内のワーク・ライフ・バランス推進企業を紹介(5社)	B	・市内のワーク・ライフ・バランス推進企業の抽出方法を検討する。 ・商業勤労課との連携を図る。	・はもりあ四日市ホームページにて市内の市内のワーク・ライフ・バランス推進企業を紹介	・ホームページでワーク・ライフ・バランス推進企業の事例紹介を掲載する。	男女共同参画センター
12	女性の就業機会の拡充	・ハローワーク、マザーズサロン四日市、みえチャレンジプラザと連携し、求人情報や講座の情報提供 ・労働相談機関の情報提供 ・市内施設などにパンフレット等を設置	・四日市公共職業安定所等と連携し、求人情報、労働相談情報等を配架するとともに、市施設への情報提供を行った。	A	・今後も引き続き行っていきます。	・ハローワークと連携し、求人情報の提供していきます。 ・労働相談機関の情報提供していきます。 ・市内施設等にてパンフレット等を備え置き、啓発していきます。	・ハローワークと連携し、求人情報の提供を行う。 ・労働相談機関の情報提供を行う。 ・市内施設等にてパンフレット等を備え置き、啓発する。	商業勤労課
		・ハローワーク、マザーズサロン四日市、みえチャレンジプラザと連携し、求人情報や講座の情報提供 ・さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催	・三重県男女共同参画・NPO室との共催で再就職応援講座「子育てママの再チャレンジ支援講座」を実施 参加者 18名 チャレンジ相談の実施(週1回)	A	・チャレンジ相談の利用件数を増やすために広報等を充実させる。 ・起業を支援するための講座開催について専門機関等と連携をすすめる。	・再就職応援講座を実施する。 ・チャレンジ相談を実施する。	・再就職応援講座を実施する。 ・チャレンジ相談を実施する。	男女共同参画センター
13	女性の職業能力開発と職域拡大	・就職セミナーや職業能力開発講座の開催	・四日市公共職業安定所や四日市商工会議所と就職セミナーを開催し、就労機会の提供を図るとともに、就職に有利な資格を取得することを助成する、四日市市求職者資格取得助成金の活用を促した。(資格取得者助成対象者 全体79人、内女性 31人)	A	・今後も引き続き行っていきます。	・商工会議所と協働して就職セミナーを開催したり、求職者資格取得を助成します。	・求職に有利となる資格の取得を支援する。	商業勤労課
14	女性起業家への支援	・起業のための情報提供 ・新規独立開業資金融資等の支援制度を広報	・起業のための情報提供を行いました。 ・新規独立開業資金融資等の支援制度を広報しました。	B	・今後も引き続き行っていきます。	・起業のための情報提供を行います ・新規独立開業資金融資等の支援制度を広報します。	・起業のための情報提供を行う。 ・新規独立開業資金融資等の支援制度を広報する。	商業勤労課
		・さんかくカレッジにて再就職応援講座・起業セミナーを開催	・三重県男女共同参画・NPO室との共催で再就職応援講座「子育てママの再チャレンジ支援講座」を実施 参加者 18名 チャレンジ相談の実施(週1回)	A	・チャレンジ相談の利用件数を増やすために広報等を充実させる。 ・起業を支援するための講座開催について専門機関等と連携をすすめる。	・女性の起業に関する講座を実施する。 ・チャレンジ相談を実施する。	・女性の起業に関する講座を実施する。 ・チャレンジ相談を実施する。	男女共同参画センター
15	女性の経営への主体的な参画促進	・家族経営協定の締結促進 ・農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 ・女性認定農業者の育成	・家族経営協定の締結数 24家族 ・農村女性アドバイザー: 13人 ・きらめく女性育成事業視察交流研修会参加アドバイザー、行政との会議に出席 ・農業委員 女性1名/全体37名 ・農業従事者(基幹的農業従事者) 男1,694人、女1,357人 計 3,051人 ・認定農業者の育成 女性認定農業者(20名)	B	・女性農業者の経営への主体的な参画及び社会参加の促進 ・家族経営協定の締結のさらなる促進	・家族経営協定の締結促進 ・農村女性アドバイザーと連携した啓発活動の実施 ・女性認定農業者の育成	・女性の経営への主体的な参画を促進する。	農水振興課 農業委員会事務局
16	専門知識の習得と能力開発などへの支援	・パソコン・簿記研修等専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	・経営研修会・簿記初級研修の参加者数 14人	A	・女性農業者の経営への主体的な参画 ・実施事業に継続して取り組み、専門知識の習得や能力開発などの活動への支援を行う。	・パソコン・簿記研修等専門知識の習得と能力開発など農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援	・専門知識の習得と能力開発などへの活動を支援する。 ・実施事業に継続して取り組む。 ・農村女性アドバイザーや女性農業団体の活動への支援を続け、家族経営協定の締結を促進、女性認定農業者の育成を図り、女性の農業経営への主体的な参画及び更なる地位向上を推進する。	農水振興課 農業委員会事務局

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題3 地域社会での男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
1	地域活動への積極的な参画を促すための意識づくり	・情報紙「はもりあ(男女共同参画センターだより)」の発行 ・地域で活躍できる女性リーダーの育成 ・男性カレッジ修了生による新規グループ立ち上げの支援	・情報紙「はもりあ」の発行 14回 ・出前講座 4回 ・市民企画によるさんかくカレッジの開催 4企画12講座 ・男女共同参画推進講座の開催 2企画4講座	A	・女性リーダー養成のための企画を充実させる。 ・地区市民センターと連携を図り、地域団体への啓発を進める。	・情報紙「はもりあ」の発行 ・出前講座の実施 ・市民企画によるさんかくカレッジの支援 ・地区市民センター職員および地域マネージャーへの研修実施	・情報紙「はもりあ」を発行する。 ・出前講座を積極的に行う。 ・市民企画によるさんかくカレッジを支援する。 ・地区市民センターとの連携を進める。	男女共同参画課
2	地域社会づくりを担うリーダーへの女性の就任	・男女がともに地域で活動を担っていきけるよう啓発	・防災大学修了生 女性5名/52名	A	・さらに女性防災リーダーを養成していく。	・女性を対象とした防災リーダー養成講座を開催する。	・男女がともに地域の活動を担えるよう継続して啓発を行う。	危機管理室
			・自治会長 女性19人/725人	A	・男女がともに地域の活動を担えるよう継続して啓発を行う。	・自治会長 男女がともに地域の活動を担えるよう啓発を行う。	・男女がともに地域の活動を担えるよう継続して啓発を行う。	市民生活課
		・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・PTA会長 小学校: 8/40 中学校: 6/22	B	・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう、様々な機会を通じて働きかける。	・地域の実情を勘案しつつ、女性もPTA会長を担うよう促進	・性別が偏らずPTA会長を担えるよう四日市市PTA連絡協議会を通じて働きかける。	社会教育課
3	家庭や地域生活への参画を可能にする職場環境づくり	・家庭や地域活動への参画を可能にする職場環境づくりに向け、国などのパンフレットを企業等関係機関に送付	・国等のパンフレットを関係機関に送付	B	・今後も引き続き行っていきます。	・国等のパンフレットを関係機関に送付するなど、情報提供を行う。	・国等のパンフレットを企業等関係機関に送付するなど、情報提供を行う。	商業勤労課
		・男女共同参画推進に向けて企業訪問等の実施	・企業に対し講演会や研修会など企業の集まる機会を捉えて男女共同参画やワーク・ライフ・バランスについて情報提供を行った。	C	・企業経営者等に対するワーク・ライフ・バランスセミナーの実施等、企業等での男女共同参画推進を促進する。	・企業向けワーク・ライフ・バランスセミナーの実施	・企業向けにワーク・ライフ・バランスの啓発を行う。	男女共同参画課
4	各種ボランティア・NPO等との連携による男女共同参画	・市民活動センターを市民活動団体の拠点施設として提供するとともに、情報提供を行う ・男女がともに地域でまちづくり活動に参画できるよう、財政面も含め支援	・市民活動センターを市民活動団体の拠点施設として提供、情報提供 男女共同参画に関わるNPO法人 5 ・個性あるまちづくり支援事業費補助金交付団体 50団体	A	・市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく。 ・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う。	・市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく。 ・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う。	・市民活動団体の拠点施設として市民活動センターを継続していく。 ・市民活動団体への財政面も含めて活動支援を行う。	市民生活課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画社会実現のための社会環境づくり
重点課題4 国際社会に対応した男女共同参画

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
1	諸外国の女性問題理解のための教育・啓発の推進	・国際社会における男女共同参画の情報発信	・情報誌「はもりあ」による情報提供 10回	B	・世界の男女共同参画に関する情報収集提供をいっそう進める。	・情報誌「はもりあ」による情報提供 ・はもりあ四日市ホームページによる情報提供	・情報誌「はもりあ」等で世界の男女共同参画の現状を紹介していく。	男女共同参画センター
		・国際交流事業、国際理解講座の実施	・姉妹都市米国ロングビーチ市交換学生・教師(トリオ)の派遣において、女性参加者を選出 3名うち2名	A	・トリオプログラムなどにおいて、男女共同参画に係る企画を検討する。	・国際交流 トリオの受け入れにおいて、女性参加者の選出を求める。	・国際交流事業、国際理解講座を通じて男女共同参画も含めた異文化理解の機会を継続して提供する。	文化国際課
2	在住外国人女性への支援	・外国人市民への情報提供 ・NPOやボランティアの育成や支援 ・関係機関との連携(男女共同参画センター、NPO、国際交流センター、警察、病院等) ・外国人市民向けの相談体制の充実	・生活相談 国際共生サロンにおけるポルトガル語の話せる女性相談員の配置 1人 国際交流センターにおける英語・中国語の話せる女性相談員の配置 3人 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語の話せる女性職員の配置1人	A	・夫婦間などの問題で女性の外国人市民が社会的弱者となりやすいことから、それらの人が気軽に相談できる環境を用意する。	・生活相談 国際共生サロンにおけるポルトガル語の話せる女性相談員の配置 1人 国際交流センターにおける英語・中国語の話せる女性相談員の配置 3人 ・生活オリエンテーションにおけるポルトガル語の話せる女性職員の配置 1人	・多言語による情報提供、日本語習得支援、相談事業を通じて女性の外国人市民が日本で生活する上での自立支援を継続して進める。	文化国際課
3	多文化共生の推進	・男女共同参画の視点を持った多文化共生推進事業の実施	・多文化共生事業 国際共生サロンにおいて、浴衣の着付けと盆踊り教室、南米料理教室の開催(各1回)において性別に関係なく、多くの参加者があった。	B	・誰もが参加しやすい事業を企画し、男女共同参画による多文化共生の推進を図る。	・多文化共生事業 男女共同参画推進に係る内容で開催 2回	・多文化共生事業を進める中で、誰もが地域を構成する住民として互いの違いを認め合い、ともに暮らしていくという意識啓発を継続して行う。	文化国際課

基本目標 男女共同参画の視点に立った個人の尊重

- (1) 指標「DV 防止等女性の人権に関する事項や生涯を通じての健康管理に関わる事項の
広報回数」

基準値 (平成 21 年度実績値)	5 回
実績値 (平成 22 年度)	7 回
目標値 (平成 26 年度)	10 回

指標の設定について:

男女共同参画の視点から女性の人権を守ることや女性の生涯を通じた健康管理の大切さを男女ともに認識することが重要であるため、講座開催、広報紙発行等による啓発の回数を指標に設定した。

目標値設定と実績評価:

目標値については、DV 相談は増加をしているものの、まだ潜在化しているものと考えられるため、更なる情報提供が必要と考え、基準値の倍増の数値を目標として設定した。

実績については、これまでのDV 防止に関わる情報提供に加え、女性の健康管理に関する講座を実施し昨年度を上回ることができた。

今後も、女性の生涯を通じた健康管理に関する情報提供を継続していく。また、デートDV が問題となってきたおり、若年者層向けのデートDV 予防教育(ジェンダー平等教育)としての講座開催に積極的に取り組み、子どもも含め広く市民に女性の人権についての啓発を進めて行く必要がある。

【実績内訳】

広報よっかいちDV 特集号発行 : 1 回
更年期女性向け連続講座(4 回)開催 : 1 回
DV 予防についての出前講座開催 : 2 回
デートDV 予防講座開催 : 1 回
DV 相談啓発パンフレット作成・配布 : 1 回
DV 相談窓口啓発用カードの作成・設置 : 1 回

- (2) 重点課題とプラン・施策の方向

● 重点課題1 「性別に起因するあらゆる暴力の根絶」

DV 防止の啓発とDV 被害者への対応

種々の相談のなかでも特にDV 相談は相談者本人が生命の危険にさらされていたり、子どもへの虐待をとまなっている場合があります。このように、深刻化するDV 被害に対応するため、配偶者暴力防止基本計画を策定し、関係機関との連携強化、被害者等への相談支援体制の強化に取り組むとともに、性別に起因するあらゆる暴力を許さないという意識を広げ発生を防止することなど、様々な観点からの対策を計画的に進めていきます。

性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等防止の啓発

性的な嫌がらせ等の発生を防ぐために、関係機関と連携して、市民や事業者に対して啓発に取り組みます。

メディア等における男女の人権尊重

ポスター、広告、インターネットなどを通じて公衆に表示・提供される情報は、人々の意識に大きな影響を与えます。男女の固定的な役割分担意識や女性に対する偏見、暴力などを助長することがないように、啓発などに努めます。

● 重点課題2 「自立への支援」

相談体制の充実

関係機関との連携を強めるとともに、相談員の資質の向上を図り相談体制を充実させていきます。

単身女性・ひとり親家庭の生活安定と自立支援

特に、経済的、精神的にも負担の大きい単身女性やひとり親家庭の生活安定と自立支援に向けた取組を進めます。

- 重点課題3 「生涯を通じた健康保持・増進」

生涯を通じた男女の健康づくり

市民一人ひとりが主体的に健康の管理や保持・増進ができるよう、生涯を通じた男女の健康づくりに必要な情報提供や支援に努めます。

思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくり

女性のライフステージに応じた健康に関する情報提供などを通じて、思春期、妊娠・出産期、更年期の女性の健康づくりを支援していきます。

(3) 主な取り組み状況

- 重点課題1 「性別に起因するあらゆる暴力の根絶」

配偶者等による暴力防止に向けた市民啓発講座、デートDV防止のための講座やトラブルから子どもを守るための研修会を実施し、意識啓発を図った。〔コード:1・2〕

DV被害者の支援のため、関係機関のネットワークの強化を図り、必要に応じ一時保護を実施した。〔コード:3・4〕

- 重点課題2 「自立への支援」

DV相談をはじめとする女性のための相談体制充実のため、相談員の増員及び資質向上のための研修の実施、専門相談等を行った。また、妊婦、母子のための育児相談および母子家庭の経済的自立を支援するための講座も継続実施した。

〔コード:1・2・5〕

相談関係の各所属が相互に連携し、スムーズな相談対応に努めた。また、市広報やホームページ及びパンフレット、また出前講座等の機会を捉え、相談窓口の周知に努めた。

〔コード:3・4〕

- 重点課題3 「生涯を通じた健康保持・増進」

女性特有のがんに対する検診や妊娠・出産・育児についての相談、妊婦健康診査・子宮頸がん予防ワクチンの接種等の各種サービスの無料実施、また男女共に健康増進、生活習慣病予防、介護予防等の実践活動の拡大を図るための健康ボランティアの養成・活用に努めた。〔コード:1・3・4・8〕

小中学校において発達段階に応じた性教育及び薬物乱用、喫煙防止教室を実施した。

〔コード:5・6〕

(4) 各事業評価と今後の方針

別表「男女共同参画プランよっかいち施策進捗状況調査表(基本目標)」のとおり

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題1 性別に起因するあらゆる暴力の根絶

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度		26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画			
1	女性に対する暴力防止のための市民啓発	・DV防止講演会の開催 ・DVに関する出前講座の実施 ・デートDVについての学習機会やDV防止法改正に関する情報提供	・DV防止講演会「思春期を迎えるために伝えたいこと」の開催 ・出前講座の開催 ・市内高校でのデートDV防止講座の実施1回 ・啓発パンフレットの発行	A	・DV防止啓発講座と共に女性に対する暴力防止のための市民啓発講座を企画し、実施する。 また、若年者向けのデートDV予防講座や外国人向けのDV防止講座を実施する。	・DV防止講座の実施 ・出前講座の実施 ・教育機関と連携し、若年層を対象としたデートDV防止講座の実施	・DV防止講演会を実施する。 ・出前講座を実施する。 ・市内の教育機関と連携しデートDV防止出前講座を実施する。 ・啓発パンフレットを発行する。	男女共同参画センター	
2	被害者への支援	・被害者の自立に向けた支援	・DV相談・被害者支援の実施 (相談件数:1,121件、一時保護件数:13件)	A	・DV防止基本計画策定に向けた調査の実施	・DV相談・被害者支援の実施 ・DV防止基本計画の策定に向けた意識調査の実施	・平成24年度までにDV防止基本計画を策定し、計画に基づき被害者への支援を充実していく。	男女共同参画センター	
		・DV被害者の施設入所	・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設)	A	・男女共同参画センター等と連携して被害者の保護、自立支援を行う。	・暴力を受けた女性の施設入所(母子生活支援施設)	・男女共同参画センター等と連携して被害者の保護、自立支援を行う。	児童福祉課	
		・DV被害者の市営住宅への入居	-	(対象者の入居申込みがなかった)	・対象者の適正かつ円滑な入居に努める。	・男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う。	・男女共同参画課や福祉部門と連携しながら、空家としてストックしている住宅の供給を行う。	市営住宅課	
3	関係機関との連携の強化	・ネットワーク会議への参画等連携の強化	・県内婦人相談所管所属との連携 ・婦人相談員研修への参画 ・虐待防止ネットワークへの参画 ・四日市地域DV防止会議(事務局:三重県北勢福祉事務所)に参画 ・男女共同参画をすすめる相談事業研究会に参画	A	・相談者・被害者の支援について、各機関ができることを互いに理解を深め、連携を一層強化していく。	・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の実施 ・県内婦人相談所管所属との連携 ・婦人相談員研修への参画 ・四日市地域DV防止会議(事務局:四日市保健福祉部)に参画 ・男女共同参画をすすめる相談事業研究会に参画	・四日市市子どもの虐待および配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を実施する。 ・県内婦人保護所管所属との連携を強化する。 ・婦人相談員研修へ参画する。 ・四日市地域DV防止会議(事務局:三重県北勢福祉事務所)に参画する。 ・男女共同参画をすすめる相談事業研究会に参画する。	男女共同参画センター	
		・女性相談所、警察、民生委員児童委員等関係機関との連携強化	・婦人相談員研修への参画 ・四日市地域DV防止会議に参画	A	・23年度より子どもの虐待と配偶者からの暴力防止ネットワーク会議を一元化し、関係機関の連携の強化を図る。	・婦人相談にかかる研修へ参画 ・四日市市子どもの虐待及び配偶者からの暴力防止ネットワーク会議の実施	・相談にかかる研修へ参画する。 ・関係機関との連携を強化する。	児童福祉課	
4	セクシュアル・ハラスメントの防止	・パンフレット、ビデオ、図書などによる情報提供	・パンフレット、ビデオ、図書等による情報提供	B	・情報紙「はもりあ」等を活用し、ビデオ・図書等の利用促進のための情報提供を行う。	・パンフレット、ビデオ、図書等を活用した情報提供	・パンフレット、ビデオ、図書などでの情報提供を行う。 ・利用促進のための情報提供を行っていく。	男女共同参画センター	
		・セクシャル・ハラスメントの防止及び排除のための市職員に対する啓発	・セクシュアル・ハラスメント相談等処理委員会 相談件数 0件 セクハラ発生件数 0件	A	・「四日市市職員のセクシャル・ハラスメントの防止等に関する要綱」の周知・啓発	・職員に研修等を通じ、「要綱」の周知を行う。 ・相談及び発生があれば適切に対応する。	・防止啓発を継続して行う。 ・セクシャル・ハラスメントの防止に関する要綱の啓発を継続して行う。	人事課	
5	メディア・リテラシーの向上	・行政刊行物等への表現の配慮 ・メディア・リテラシーを高める講座等の実施	・職員研修等で啓発	B	・市民向けのメディア・リテラシー講座を定期開催できるよう検討する。	・メディア・リテラシー講座の実施	・職員研修等で継続して啓発する。 ・情報紙「はもりあ」等で啓発を実施する。	男女共同参画センター	
6	青少年の健全育成を阻害する環境の改善	・ピンクチラシの撤去	・街頭補導等による見守り活動 ・ピンクチラシの撤去 実績なし 県条例「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」制定により取締りがきびしくなったこと。また、公衆電話等が撤去されピンクチラシの貼付がない。 ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催(教職員・保護者対象に年1回開催) ・啓発パンフレット等の配布。 ・出前講座の開催。 (17回開催)	B	・ネットトラブルの現状と課題について、新たな事案やケースに基づいた講座の開催が必要	・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催(教職員・保護者対象に年1回開催) ・啓発パンフレット等の配布。 ・出前講座の開催。	・街頭補導等による見守りを行う。 ・有害サイト及びインターネットのトラブルから子どもを守る研修会の開催や啓発パンフレット等の配布を行う。 ・出前講座を開催する。	社会教育課	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度		26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画			
1	相談員の研修	・スーパービジョンの実施	・電話相談ボランティア自主研修 2回 ・相談員の外部派遣研修 ・スーパービジョン 9回	A	・相談員の資質向上のための研修を充実させる。	・電話相談ボランティア自主研修 ・相談員の外部派遣研修 ・スーパービジョンの実施	・電話相談ボランティア自主研修を継続して実施する。 ・相談員の外部派遣研修を充実させる。 ・スーパービジョン研修を強化する。	男女共同参画センター	
		・スーパーバイザー設置事業 ・弁護士による法律相談及び学習会 ・人権カウンセラー養成講座	・スーパーバイザー設置事業 こころの相談及び個別指導 8回 相談事例検討会の開催 3回 ・弁護士による法律相談及び学習会 法律相談 2件 法律学習会の開催 4回 ・人権カウンセラー養成講座の実施 4回	A	・ニーズの把握に努め、より充実した内容とする。	・スーパーバイザー設置事業 相談事例検討会の開催 5回 ・弁護士による法律相談及び学習会 法律相談 10件 法律学習会の開催 4回 ・人権カウンセラー養成講座の実施 4回 ・公開講座・合同学習会 8回	・各種相談員資質向上事業を継続して実施する。	人権センター	
2	専門家による相談の充実	・女性弁護士による相談の実施	・弁護士相談 12回 44件	A	・弁護士相談を継続実施していく。 ・臨床心理士相談の実施を検討する。	・女性弁護士による弁護士相談の実施 ・臨床心理士相談の実施	・毎月1回 女性弁護士による弁護士相談を継続して実施する。 ・臨床心理士等専門家相談について検討する。	男女共同参画センター	
		・訪問・来所・電話での健康相談の実施	・精神科医師相談 延 59人	B	・生活支援の相談充実のため、精神保健福祉士による相談を増設	・精神科医師相談 ・精神保健福祉士相談	・DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく。	保健予防課	
			[母子保健相談]実績 デンタルマニティー・スクール 受講者(妊婦)79人 離乳食教室 利用者 730人 歯ハハの教室 幼児 477人 育児相談 相談人数1,102人 育児学級「びよびよクラブ」 乳児の数 1,810人 妊産婦・乳幼児訪問指導: 5,962件 電話相談: 13,715件 保育園・幼稚園・子育て支援センターでの相談:124回	A	・定期的な育児相談の回数を増やし子育てなどの相談に対応できるよう体制をつくる。 ・電話や訪問などでもタイムリーに相談できるような体制づくりを心がける。 ・赤ちゃん訪問などを通じ、地域の子育て支援の利用ができるような情報提供を実施中。	[母子保健相談] デンタルマニティー・スクール 離乳食教室 利用者 歯ハハの教室 育児相談:回数増加 妊産婦・乳幼児訪問指導 電話相談 保育園・幼稚園・子育て支援センターでの相談	・相談内容によって保育園、家庭児童相談室等と連携し、相談を充実する。 ・乳幼児の保護者への相談も別途実施する。 ・DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく。	健康づくり課	
		・人権センター相談員による相談の実施	・人権センターによる相談件数 82件	A	・相談事業について市民に広く周知していく。	・人権センター相談員による相談を継続する。	・人権センターによる相談を充実し、継続して実施する。	人権センター	
3	関係機関との連携強化	・相談内容に応じた関係機関との連携の強化	・相談ネットワーク連絡会の開催 3回 ・人権施策推進委員会相談体制部会の開催 2回 ・市民啓発部会に教育・啓発ネットワークを立ち上げ、人権教育・啓発の一体的な実施のため関係各課との連携を強化する。	A	・課題の把握に努め、より効果的な関係機関との連携強化を図る。	・相談ネットワーク連絡会及び人権施策推進委員会相談体制部会を継続して開催する。 ・教育・啓発ネットワークを開催し、人権教育・啓発の一体的な実施のため関係各課との連携を強化する。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	人権センター	
			・相談内容によって関係機関と連携を図った。	A	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。		市民生活課	
			・国際交流センターや、国際共生サロンにおいて外国人市民の相談に応じており、必要な関係機関につないだ。	A	・国際交流センターや、国際共生サロンにおいて外国人市民の相談に応じ、必要な関係機関と連携を図っていく。	・国際交流センターや、国際共生サロンにおいて外国人市民の相談に応じ、必要な関係機関と連携を図っていく。		文化国際課	
			・相談者の安全確保と自立支援をスムーズに行うため、相談内容に応じて、関係の各機関との連携を図った。	A	・今後も引き続き、相談内容に応じて関係機関と連携を図っていく。	・特にDV相談については、「子どもの虐待及び配偶者の暴力防止ネットワーク会議」を活用し、連携強化を図る。		男女共同参画センター	
			・相談者に応じて、必要と思われる関係各機関と連携を図った。	A	・継続して関係機関との連携を図っていく。	・国の福祉から就労事業に基づき、ハローワークとの連携を強化していく。		保護課	

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
3	関係機関との連携強化	相談内容に応じた関係機関との連携の強化	・相談内容によって関係機関と連携を図った。	A	・相談内容によって関係機関と連携をより一層図っていく。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	相談内容によって関係機関と連携を図っていく。	介護・高齢福祉課
			・障害者の自立に向けて各関係機関とも連携を図った。	A	・相談内容も多様化、複雑化しておりより一層の連携が必要	・相談内容に応じた関係機関との連携		障害福祉課
			・相談内容に応じた関係機関との連携の強化	A	・相談内容に応じた関係機関との連携の強化を図っていく。	・相談内容に応じた関係機関との連携の強化を図っていく。		児童福祉課
			・医療機関 ・精神科医師 ・警察 ・教育委員会 ・庁内関係機関 ・男女共同参画課	A	・引き続き実施	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。		保健予防課
			・必要時連携をとる。	A	・現状どおり継続	・必要時連携をとる。		健康づくり課
			・相談内容によって関係機関と連携を図った。	A	・継続して関係機関との連携を図っていく。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。		社会教育課
			・相談内容によって関係機関と連携を図った。	A	・継続して関係機関との連携を図っていく。	・相談内容によって関係機関と連携を図っていく。		教育支援課
4	相談窓口の周知	市広報やホームページ等での周知	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知	A	・継続して周知していく。	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知	市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	人権センター
			・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知した。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。		市民生活課
			・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知した。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。		文化国際課
			・市広報、情報紙「はもりあ」、パンフレット、ホームページ等で周知した。	A	・継続して実施する。	・市広報、情報紙「はもりあ」、パンフレット、ホームページ等で周知する。		男女共同参画センター
			・関係機関を通じて、あるいはパンフレット、ホームページ等にて相談窓口を周知した。	A	・今後も継続して周知を行う。	・関係機関よりの紹介、ホームページ等にて相談窓口の周知を図る。		保護課
			・市広報、パンフレット、ホームページ等周知した。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。		介護・高齢福祉課
			・市広報や障害者(児)福祉のてびき等で周知を図った。	A	・障害ゆえに情報の届きにくい市民への周知	・市広報、ホームページのほか障害者団体や民生委員児童委員等を通じて周知を図る。		障害福祉課
			・市広報やパンフレット、ホームページ等での周知	A	・市広報やパンフレット、ホームページ等で周知していく。	・市広報やパンフレット、ホームページ等で周知していく。		児童福祉課
			・母子健康手帳別冊に掲載	A	・現状どおり継続	・母子健康手帳別冊に掲載		健康づくり課
			「こころの相談」(専門家による相談) ・毎月上旬号に掲載 ・ホームページ ・こころの相談窓口のポスター・リーフレット作成配布	A	・引き続き実施	「こころの相談」(専門家による相談) ・毎月上旬号に掲載 ・ホームページ		保健予防課
			・市広報、ホームページ等で相談窓口を周知した	A	・市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく。	・市広報、ホームページ等で相談窓口を周知していく。		社会教育課
			・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知を図った。	A	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。	・市広報、パンフレット、ホームページ等で周知していく。		教育支援課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題2 自立への支援

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
4	相談窓口の周知	・生涯学習いきいき出前講座等の参加者への周知	・出前講座および人権講座等の開催時に、参加者へ周知	A	・継続して周知していく。	・出前講座および人権講座等の開催時に、参加者へ周知	・講座内容に沿った相談窓口を紹介する。	人権センター
			・講座内容に沿った相談窓口を紹介した。	A	・講座内容に沿った相談窓口を紹介する。	・講座内容に沿った相談窓口を紹介する。		市民生活課
			・多文化共生推進に向けて出前講座を行っている。	A	・多文化共生推進に向けて出前講座を行いながら周知を図っていく。	・多文化共生推進に向けて出前講座を行っている。		文化国際課
			・出前講座やさんかくカレッジ等の講座で周知した。	A	・若年層への周知を進めていく。	・出前講座等に加えて、学生等の若年層の講座を実施し、周知に努める。		男女共同参画センター
			・講座内容に沿った相談窓口を紹介した。	A	・講座内容に沿った相談窓口を紹介していく。	・講座内容に沿った相談窓口を紹介する。		介護・高齢福祉課
			・出前講座等でPRに努めた。	A	・今後もきめ細かなPRが必要。	・出前講座の要請は頻繁にあるので、その都度PRしていく。		障害福祉課
			・出前講座等への参加者への周知	A	・出前講座等の参加者への周知を継続していく。	・出前講座等への参加者への周知をしていく。		児童福祉課
			・出前講座で参加者へ周知	A	・現状どおり継続	・出前講座で参加者へ周知		健康づくり課
			・講座内容により必要時紹介	A	・引き続き実施	・講座内容により必要時紹介		保健予防課
			・必要に応じて相談窓口を紹介した。	A	・必要に応じて相談窓口を紹介していく。	・必要に応じて相談窓口を紹介していく。		教育支援課
5	生活安定と自立促進	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を開催	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業 45件 ・パソコン講座など就労支援のための講座 20回 160件	A	・経済状況の悪化を原因とした経済的支援を必要とする母子家庭の増加する中、資格取得や技能の習熟の促進し就労支援に取り組む。	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業 51件 ・パソコン講座など就労支援のための講座 20回 160件	・母子家庭自立支援教育訓練給付金等事業、パソコン講座など就労支援のための講座を継続して実施する。	児童福祉課
		・母子家庭、父子家庭に対する市営住宅定期募集抽選時の優遇措置の実施	・3戸以上の募集団地を対象に内数で優先戸数を設け、優先世帯のみで抽選を実施した。これに落選しても再度一般抽選を行い、当選確率を高めるよう配慮した。	A	・限られた提供戸数の中で、一定の配慮の下、公正かつ適切に優遇措置を実施していく。	・母子家庭、父子家庭に対しても、引き続き定期募集の抽選に配慮を行っていく。	・母子家庭、父子家庭に対しても、引き続き定期募集の抽選に配慮を行っていく。	市営住宅課
6	各種制度の利用促進と情報提供	・児童扶養手当の支給、一人親家庭等医療費の助成	・児童扶養手当の受給者数 2,594人 ・一人親家庭等医療費受給資格者数 6,295人	A	・窓口での案内不足により必要な支援が受けられなかったということがないよう、制度の案内を徹底すると共に「広報よっかいち」等で周知する。	・前年度に引き続き児童扶養手当、一人親家庭等医療費助成の受給資格認定を行い支援していく。	・児童扶養手当については、法改正により平成22年8月から支給対象となった父子家庭を含め、引き続き支援を行っていく。 ・一人親家庭等医療費の助成については、引き続き実施し、制度のさらなる周知に努めていく。	福祉総務課
		・保育料母子減免	・保育料母子減免世帯241件	A	・未申請世帯への周知徹底	・保育料母子減免世帯250件	・母子家庭の経済的支援と自立のための事業を行う。	児童福祉課
		・母子寡婦福祉資金の貸付	・県の貸付制度。母子寡婦福祉資金の貸付を受付。	A	・継続して周知していく。	・県の貸付制度。母子寡婦福祉資金の貸付を受付		
7	相談の充実	・女性相談員による相談の充実	・男女共同参画センターにおける相談件数 1,957件 ・相談体制の強化 相談員の増員(3人体制)	A	・相談体制の充実を図る。	・女性相談員による女性のための相談の実施	・女性相談員による相談体制を強化していく。	男女共同参画センター
		・母子自立支援員による相談の充実	・母子相談 相談件数 1,385件	A	・経済状況の急変や働き方の多様化など社会の変化とあいまって、複雑な相談に対応できるようスーパーバージョンの実施が今後の課題である。また研修会等にも参加し力量を向上させる。	・母子相談 相談件数1,390件	・母子自立支援員による相談を充実する。	児童福祉課

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題3 生涯を通じた健康保持・増進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
1	各種健(検)診の充実	・各種健(検)診(子宮がん・乳がん等)について継続実施	・子宮頸がん検診:13,857人 ・乳がん検診(マンモグラフィ):8,412人 ・乳がん検診(エコー):1,548人 ・女性特有のがん検診推進事業による、子宮頸がん検診・乳がん検診無料クーポン券の配布	A	・無料クーポン券の利用率を向上するため、まずは、クーポン券に気づいてもらい、封をあけてもらうことを目標に、封筒のデザインを検討	・各種健(検)診(子宮頸がん・乳がん等)について継続実施	・継続して事業を実施していく。(クーポン配布については、国の動向をみながら継続の予定)	健康づくり課
2	女性外来の充実	・本市における女性外来の開設	・電話などで市民からの問い合わせがあった場合は女性外来を設置している医療機関を紹介している。	A	・引き続き市民に対し機会を捉えて周知をしていく。 ・女性医師の確保に努める。	・引き続き市民からの問い合わせに対して女性外来を設置する医療機関を案内していく。 ・女性医師の確保に努める。	・女性外来を設置する医療機関の周知に努める。 ・市立四日市病院の女性医師等の人材確保に努める。	健康総務課 市立四日市病院
3	健康増進、生活習慣病予防、介護予防講座の充実	・生活習慣病の予防改善や介護予防事業の充実 ・市民と協働した、生涯を通じて健康づくりに取り組む機会や場の拡大	・市民の健康づくり意識の向上や生活習慣病予防、介護予防に向けた実践活動の拡大を図るため、健康ボランティアを養成し、それらによる地域での自主的な健康づくり活動を展開した。	A	・健康ボランティアの養成を継続させるとともに、地域にさらに健康づくりが浸透するよう働きかける。	・各地区での健康づくりに関わる各団体と健康ボランティアとの情報交換の場を設定し、今後団体同士が地域で自主的に連携した取り組みを行い、市民の健康づくりが推進されるようきょうづくりを行う。	・市で実施する健康づくり事業充実に加え、健康ボランティアによる地域の身近な場所での健康づくり実践活動の拡大を行う。	健康づくり課
4	女性のための健康相談・情報提供の充実	・訪問・来所・電話での健康相談の実施	【成人健康相談】 総合健康相談、重点健康相談として、来所・電話・健康教育と併設(実績には男女を含む):5,630件	A	・関係機関との連携を保つために、互いの業務内容を理解していることが必要	【成人健康相談】 来所・電話等による健康相談の継続実施	・相談内容によって保育園、家庭児童相談室と連携し、相談を充実する。 ・乳幼児の保護者への相談も別途実施する。 ・DV等内容によって、男女共同参画課と連携していく。	健康づくり課
5	性に関する情報の提供と性教育の推進	・性に関する相談の継続実施	・性に関する相談件数: 3件	B	・関係機関との連携を充実させる。	・性に関する相談の継続実施	・性に関する相談を実施する。	社会教育課
		・命の尊厳や心のつながりを重視し、発達段階に応じた性教育を推進	・性教育の実施(HIV,性感染症予防を含む) ○小学校 40/40校 ○中学校 22/22校 教科・特別活動や道德等で学習指導要領に基づき、様々な視点で命の大切さに関する指導や発達段階に応じた適切な性に関する指導の継続	B	・カリキュラムの充実	・22年度と同じ	・学習指導要領に基づいた性教育を実施する。	指導課
6	薬物乱用・喫煙防止のための教育の充実	・喫煙や飲酒等の健康被害に関する正確な情報の提供	・視聴覚教材の提供	B	・視聴覚教材の提供について、周知の仕方を検討する必要がある。	・視聴覚教材の提供	・視聴覚教材の提供を行う。	社会教育課
		・薬物乱用・喫煙防止のための「薬物乱用防止教室」等の充実	・「薬物乱用防止教室」等の開催。 (小学校: 34校で実施) (中学校: 19校で実施)	B	・全小中学校に「薬物乱用防止教室」又は「非行防止教室」の実施について周知徹底を図る。	・「薬物乱用防止教室」及び「非行防止教室」の開催	・「薬物乱用防止教室」及び「非行防止教室」を実施する。 ・教職員による「薬物乱用・喫煙防止をねらいとした授業」を実施する。 ・啓発チラシを配布する。	社会教育課
		・未成年への喫煙等防止指導の実施	・喫煙等防止指導(補導件数) 小学生:0、中学生:16、高校生:46	B	・薬物乱用防止教室の中で、喫煙防止指導の指導内容を充実させる。	・薬物乱用防止教室とともに喫煙防止指導を実施する。	・未成年への喫煙等防止指導を実施する。	社会教育課
7	妊娠・出産・避妊に関する女性の権利と男性の責任についての啓発	・育児学級「パパママ教室」の実施	・パパママ教室参加者:妊婦233人 夫などの家族:220人 合計:453人 ・日曜日には2回開催した月もあり、教室としては16回開催	A	・参加者が、昨年の1.78倍の増加。さらに父親の参加向上にむけて、必要に応じ開催回数の増加を行う。	・平成22年度と同様に毎月実施(年6回は日曜日開催。必要に応じて回数増)	・父親(妊婦の夫)の参加向上に向けての休日開催などの実施	健康づくり課
		・未成年層に対するデートDV防止講座の実施	・デートDV防止講座の実施 ・デートDV防止パンフレットの作成 ・市内高校でのデートDV防止講座の実施	A	・若年者層に対するデートDV防止講座を市内教育機関と連携して実施できるよう検討する。	・市内教育機関と連携し、若年者層を対象としたデートDV予防講座(ジェンダー平等教育講座)の実施	・市内教育機関と連携し、デートDV予防教育講座を実施	男女共同参画センター

男女共同参画プランよっかいち施策推進状況調査

基本目標 男女共同参画の視点に立った人権の尊重
重点課題3 生涯を通じた健康保持・増進

「進捗状況」についての担当課による評価
A 実施することができた B 概ね実施することができた
C 一部しか実施できなかった D 実施できなかった
平成23年度新規事業等で、事業実績がない場合は「-」。

コード	推進施策	実施事業	22年度		今後の課題・対策	23年度	26年度までの方針等	担当課
			事業実績	四段階評価		事業計画		
8	妊産婦・乳幼児とその親への保健サービス・相談の充実	・妊婦一般健康診査、乳幼児健康診査の実施 ・育児相談・育児学級の実施 ・妊産婦・乳幼児訪問指導の実施 ・電話相談の実施	妊婦一般健康診査(14回) 延べ受診者数 35,570人 乳児一般健康診査 受診者数 4か月健診 2,723人 10か月健診 2,631人 1歳6か月健康診査 受診者数 2,772人 3歳児健康診査 受診者数2,717人 デンタルマタニティー・スクール 受講者(妊婦)79人 離乳食教室 利用者730人 歯ハハの教室 幼児 477人 育児相談 相談人数 1,102人 妊産婦・乳幼児訪問指導 5,962件 電話相談13,715件 こんにちは赤ちゃん訪問 訪問件数 3,226件	A	・妊婦一般健康診査の公費負担項目を増加する。 ・定期的な育児相談の回数を増やし子育てなどの相談に対応できるよう体制をつくる。 ・電話や訪問などでもタイムリーに相談できるような体制づくりを心がける。 ・赤ちゃん訪問などを通じ、保健サービスの案内を行う。	妊婦一般健康診査(14回) 項目増加 乳児一般健康診査 1歳6か月健康診査 3歳児健康診査 デンタルマタニティー・スクール 離乳食教室 歯ハハの教室 育児相談 回数増加 妊産婦・乳幼児訪問指導 電話相談 こんにちは赤ちゃん訪問	・妊娠期からの健康管理について、今後も健診事業を始め保健事業を継続していく。乳児期に訪問をおこなう「こんにちは赤ちゃん」訪問事業を通して、乳児をはじめ、親となる父母への支援として育児相談など保健サービスを提供していく。	健康づくり課
9	企業等への妊娠出産に関する健康管理について啓発	・母性健康管理指導事項連絡カードの使用について啓発	・母子健康手帳交付時(妊娠届出時)の啓発 妊娠届出数 2,858人	A	・母性健康管理指導事項連絡カードについて理解してもらうことが必要	・母子健康手帳交付時に、母性健康管理指導事項連絡カードについての周知、使用についての啓発の継続実施	・母子手帳交付時に健康管理カードの紹介を行うことで、健康管理を支援していく。	健康づくり課

２．審議会による評価

(1) 総括評価

四日市市においては、平成２３年度からの総合計画の中に男女共同参画の視点が位置づけられ、男女共同参画課を中心に男女共同参画社会の実現を目指し、住民の意識啓発、社会環境の整備及び女性の人権の尊重のための各種施策に積極的に取り組んでいることは非常に評価できる。これまでも徐々にではあるが男女共同参画は進んできており、県下でも四日市市の男女共同参画の取り組みは注目されている。

しかし、市組織内においては男女共同参画の推進は男女共同参画課に任せておけば良いという意識も見受けられ、男女共同参画に対する意識の差が感じられる。既に全庁的な推進体制は整備されており、この体制を効果的なものとするためにも、今後は職員一人ひとりが常に男女共同参画の視点を持って、市組織を挙げてなお一層積極的な取り組みをお願いしたい。

また男女共同参画は市行政の取り組みだけでは不十分であり、これを目指す幅広い市民との協働により、効果的な施策の推進が図られることを期待する。

(2) 基本目標ごとの取り組みに対する評価

・男女共同参画のための意識づくり

市役所職員の意識レベルに差がある。職員の意識を全体として引き上げるために、管理職、男女共同参画推進リーダー、男女共同参画推進員をはじめ全職員に対し、男女共同参画に関する研修を充実すること。

住民により身近な場での啓発がなかなか進んでおらず、地域での意識啓発を進めるために地域社会づくりの拠点である地区市民センターと男女共同参画センターとの連携した取り組みが必要である。特に、男女共同参画を進める人材やグループとの連携を強化するため、そのコーディネートを積極的に行う必要がある。そのためにも、地区市民センター職員をはじめ全庁的に地域社会づくりに関わる職員の意識付けが重要である。また、地域住民の意識を変えるためにも、住民にとって最も身近な存在である地区市民センターの館長への女性登用についても積極的な取り組みが望まれる。

・男女共同参画社会実現のための社会環境づくり

審議会の女性委員登用については１％増で、少しずつではあるが進んでいることは評価できる。しかし、平成２６年度の目標値である４０％には、まだ７．５％増やす必要がある。平成２６年度までに目標を達成できるよう女性委員登用推進要綱に基づき確実な取り組みが必要である。

また、女性委員登用と同時に、女性の人材に対し、政策決定への男女共同参画の重要性について十分な研修が必要である。

庁内での管理職への女性登用については、少しずつ増えていることは評価できるが、未だ８．２％（一般行政職）に留まっている。女性管理職比率も職員比率と同等の２５％程度となることが当然であり、更なる登用促進が必要である。このため、女性自身の意識改革や適切な配置など女性職員の中長期的な育成を推進していくことが望まれる。これと並行して職場のワーク・ライフ・バランス環境の改善も必要であり、女性も男性も働きやすい職場づくりを進める必要があり、広い視野を持つ男性職員の育成という視点から、男性職員の育児休業取得の促進等も望まれる。

地域団体における女性の参画促進については、現状自治会長は2.6%にとどまっており、PTAや子ども会は女性が多く活動しているにも関わらず会長は男性が圧倒的に多い。女性の登用の必要性やその道すじについて、各団体で話し合うような働きかけを全庁的に行う必要がある。

農業分野での女性の参画については、家族経営協定の締結数も少しではあるが増加しており、男女共同参画の視点は広がってきていると評価できる。今後も啓発活動と併せて女性農業認定者の育成や家族経営協定締結の促進を進めていく必要がある。

外国人女性のDV相談対応については、国際交流センターや国際共生サロンから男女共同参画センターにつなぐという仕組みはできているが、できればワンストップサービスの相談窓口の設置など相談体制の充実が望まれる。

男女共同参画の視点に立った個人の尊重

DVを防止するためには、結婚前の若年者向けの発達段階に応じた継続的な教育を実施することが必要である。また、幼児期からジェンダー意識が刷り込まれている現実を見ると、できるだけ早い時期からのジェンダー平等教育の実施が望まれる。

多様化、複雑化する相談に対応するため、臨床心理士や弁護士等の専門家相談の充実と相談員の資質向上のための研修等の継続実施が必要である。

性教育については、10代での望まない妊娠・出産が増加しているという現実がある中、人間の尊厳の尊重を基礎に置き、子ども達の実態に応じた内容で積極的に取り組む必要がある。

実施計画の進捗に関して参考とする指標

基本目標	項 目	基準値 (H21年度実績)	実績値 (H22年度実績)	備 考
	男女の地位が平等と感じている人の割合（ ）	11.8%	-	(基準値) 19年3月調査 H23年度実施予定
	「男は仕事、女は家事・育児」といった固定的な役割分担意識に否定的な市民の割合（ ）	58.4%	-	(基準値) 19年3月調査 H23年度実施予定
	男女共同参画センター利用者数	14,087人	14,883人	
	市の一般行政職における管理職（課長級以上）の女性割合	6.7% (13人/194人)	8.2% (15人/183人)	(基準値) 22年度実績 (実績値) 23年度実績
	女性人材リスト ¹ 登録者数	99人	112人	
	女性の自治会長の人数	17人/722人	19人/725人	(基準値) 22年度実績 (実績値) 23年度実績
	保育所待機児童数	35人 (4/1現在0人)	- (4/1現在9人)	10/1現在数
	民間企業の課長相当職以上に占める女性の割合	—	7.8%	四日市市雇用実態調査 (H22年度より調査開始)
	家族経営協定 ² の締結数	20件	24件	
	母子世帯数 上記の内、生活保護を受給している世帯数	3,495世帯 183世帯	3,613世帯 211世帯	
	男女共同参画センターにおける相談件数 上記の内、DVに係る相談件数	2,146件 1,328件	1,957件 1,121件	
	一時保護を行った件数と人数	件数 13件 人数 31人	件数 13件 人数 26人	
	DV防止法による保護命令の発令件数	9件	3件	

() の意識調査にかかる数値については、おおむね5年に1回調査を行う。

【用語解説】

1 女性人材リスト

教育・保健福祉・文化芸術・環境・まちづくりなど様々な分野で明確な意見を持っている女性を本人の希望により登録し、各種審議会・委員会など政策決定にかかわる組織の人選に役立てる目的で市が作成しているリスト。

2 家族経営協定

日本の農業経営は家族経営が一般的であり、農業に従事するのは経営主（世帯主）、配偶者等家族全員である。しかし収入は経営主に帰属するので、経営主と同じように働く配偶者やその他の家族には働きに見合う収入は認められていない。家族経営協定とは、農業等の家族従事者の労働の価値を適正に評価し、経営上の役割分担や地位を明確にするために家族内でつくられるルール。家族経営協定が締結されることにより、共同経営者である女性も認定農業者になれる、農業者年金に加入できるなど、農業経営における女性の地位向上が図られる。